

---

令和7年 第4回（定例）うきは市議会会議録（第2日）

令和7年9月8日（月曜日）

---

議事日程（第2号）

令和7年9月8日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（13名）

2番 高木亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 淳陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君
14番 江藤 芳光君	

---

欠席議員（なし）

---

欠員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 岡村 順子君	記録係長 上村 貴志君
記録係 中島二佐予君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	権藤 英樹君	副市長	吉村 祥一君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	石井 太君
総務課長	浦 聖子君	監査委員事務局長	木下 英樹君

会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	高山 靖生君
財政課長	高瀬 将嗣君	企画政策課長	手島 直樹君
税務課長	大石 恵二君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長兼男女共同参画推進室長			山崎 穂君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	宮崎 公子君
建設課長	雨郡 智也君	都市整備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			柳原由美子君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			森山 益資君
学校教育課長	江藤 良隆君	生涯学習課長	佐藤 重信君
自動車学校長	松竹 信彦君		

---

午前9時00分開議

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） 改めまして皆さんおはようございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議員の皆様、執行部のほうにもタブレットに掲載のとおりであります。また、傍聴席のほうには配付をしていると思います。

----- · ----- · -----

### 日程第1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。2番、高木亜希子議員の発言を許可します。2番、高木亜希子議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 2番の高木です。おはようございます。本日は一般質問初日ということで大変大勢の方がお見えになっておられます。中にはお若い方もおられますので、ぜひ何かお持ち帰りいただけたらなと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、今回は大きく3つのテーマを質問させていただきます。

1点、水泳授業の民間委託について、2点、猛暑対策について、3点、6次産業化研究開発・事業化支援センター「夢ラボ」の活用について及びうきは駅舎の活用について、以上3点になります。よろしくお願ひいたします。

では、大きなテーマ1の水泳授業の民間委託についてです。

小・中学校の水泳授業は、まず小学校低学年の水に親しむというところからスタートして、以

前お話を伺ったときには、年間10時間前後、授業を実施しておられるということで伺っておりました。学校の近くを通ると、小さいお子さんたちがプール授業でキャーキャー言いながら、歓声が聞こえますので、ほほ笑ましく思うと同時に、やっぱり教職員の方々には大変感謝をしております。

一方で、ここ数年、全国の小・中学校では、水泳授業の民間活用や別の場所でのプール授業の動きが見られるようになってきています。理由として挙げられるのが、第2次ベビーブームの頃に建てられた学校施設の老朽化による施設整備費の大幅な増大の中のプールの維持管理が1点、それと、教職員の皆さんのが働き方改革の文脈のほうですよね、こちらのほうでやっぱり超過時数が課題となって、その削減策の一環として、非常に業務が多岐にわたる水泳授業を民間活用することで本来の教育活動に専念できるようになるということの理由が挙げられております。とにかくここ数年間で水泳授業を取り巻く環境、状況ということが変化しております。

加えて、昨今の猛暑化についても触れたいと思います。

気象庁が発表しているデータですと、追加的な温暖化対策、緩和策を取らなかつた場合に生じる気候状態として、4度上昇シナリオが挙げられています。4度上昇シナリオの気候では、100年に約99回、今までであれば、百年に一回の高温と呼ばれるような状態が通常になってくるというような予測です。これからは今のような夏の気候が当たり前になってくるということだと認識をしております。水泳授業については、この猛暑に対しても何らか対策が必要だというふうに考えます。

一般に、民間委託についてはコスト面から語られることが多いのですが、教育については、まず水泳授業としての安全確保、そして児童の満足度、教職員の皆さんのが負担軽減が前提としてはあるなというふうに思いますので、これらを踏まえて教育長に質問をさせていただきます。

学校プールの管理を行う期間、教職員の皆さんのが負担はどのくらい多くなるのでしょうか。学校プールでの水泳授業について、令和6年、7年、猛暑により中止になっている事案はありましたでしょうか。中止している場合はどういった対応を取っているのでしょうか。教職員の皆さんのが負担感というところからの質問です。

もう一点は、文科省が令和6年に通知を出しているのですが、水泳授業を民間委託にすることにより、児童・生徒への教育の安全強化ですか教職員の方々のが働き方改革につながるということが記載をされております。現在の学校が建設された1970年代、あるいは80年代とは大分気候が異なってきていて、屋外プールであることで猛暑であるとか、そういったもろもろの自然の影響を被るわけです。うちは市の場合はうちはアリーナがありますので、一般の方々も当然使用しておられますけれども、上手に運用すれば、こういった気候や天候に左右されずに、スケジュールどおり確実に授業を実施でき、また、インストラクターの皆さんのが専門的な指導を受け

られる機会もひょっとしたらつくれるのかなというふうに思います。そういった教育環境の整備も可能だと思いますので、こういった小・中学校の水泳授業の民間委託について教育長の考えをお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（江藤 芳光君） 次に、樋口教育長の答弁を許可いたします。

○教育長（樋口 則之君） おはようございます。樋口でございます。

まず、水泳授業の民間委託について、大きく2点の質問をいただきました。

1点目は、学校プールの管理における教職員の負担、猛暑による水泳授業の中止及びその対応についての御質問ですが、各学校では夏休み前の6月から7月の期間に水泳の授業を実施しております。水泳の授業は各学校に設置されておりますプールで行われ、指導を行う先生のほかに数名がプールサイドから安全監視を行っています。

議員の御質問の教職員の負担についてですが、まず、1時間の水泳授業の指導は2名ないし3名の先生が、支援員がつく体制を取っており、人員を確保する必要があります。また、教職員の1人はプールサイドから監視を行うため、熱中症になるリスクもあることが挙げられます。

次に、水質の管理についてですが、教職員が毎朝、気温、水温、残留塩素濃度、水素イオン濃度を測定し、水泳授業の前の水面に浮いた虫や葉っぱを取るなどの清掃も行っております。さらには、雷や雨天などの天候によっては水泳授業の時間割の変更や体育館を使用しての内容の変更など、急な授業内容の変更が挙げられます。

次に、猛暑による水泳授業の中止及びその対応についてですが、令和6年度には水泳授業の中止はありませんでしたが、令和7年度は2校が水泳授業を別の日や午前中の時間割に変更するなどの対応を取っております。

2点目の水泳授業の民間委託についての御質問ですが、令和6年7月10日の文部科学省及びスポーツ庁からの通知では、学校プールの管理業務に関する教師等の負担を軽減するための取組として、指定管理制度を活用したり民間業者へ委託したりすること等を通じて教師等の負担を軽減することが考えられると示されております。そのような中、先ほども申し上げたとおり、本市の水泳授業は各学校のプールを利用した授業を行っており、天候による授業の変更や安全監視、水質管理など、教職員の負担につながっている現状があります。

一方で、本市にはうきはアリーナに年間利用可能なプールがあり、コナミスポーツクラブによる市民への水泳教室が実施されている状況もあります。

今後の水泳授業につきましては、学校の先生方、コナミスポーツクラブと協議し、指定管理や民間委託が可能かどうか十分検討しながら、子供たちの泳力の向上、安心して水泳授業を受けられる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 今、比較的前向きに御検討いただいているというニュアンスを受け取ったと私は思っております。まずは、うきはアリーナのプール施設の一般の皆様の御利用状況なども確認していただく必要はあるのかなと思うんですけれども、運営委託をするとなれば、やっぱり委託先である事業者さんが指導の部分であるとか、そういった部分で御協力いただける体制があるのかどうか、私が保護者だとしたら、子供の教育にとってよりプラスになるのかどうかはすごく気になりますので、できたらそういった部分をヒアリングしていただきたいなと思うのと、それと現場の教職員の方々ですね、先ほど教育長のお話を伺いましたら、やっぱり負担感としては結構大きいんだろうなというふうに思います。その部分で、教職員の方々の率直な意見といいますか、民間への委託についてどうお考えになられるのか、そういった辺りもヒアリングされてはどうなのかなというふうに思いました。

先進自治体のほうでどういったことがあってるか、私なりに調べてまいりました。先進自治体の事例では、特に小学校教員においては体育専科ではないため、指導スキルに偏りがある。インストラクターや指導補助員の専門的な指導により、児童の泳力向上につながる。チームティーチングによる教員の指導力向上につながる。教員は評価に専念できる。それと、天候に左右されず、計画的に授業が実施できる。女子児童・生徒の水泳指導に対しては、場合によっては、女性指導者の確保につながるなどのメリットが挙げられておりました。それと、先生方の負担軽減につながるのか疑問がある点もあるかとは思うが、施設管理の負担がなくなったこと、スクールでインストラクターがいる状況の中での指導は心理的な負担の軽減にもつながっていたということも先進地のほうの事例では挙がっておりました。

児童・生徒への安全な指導ですとか内容の充実、それと教職員の方々の負担軽減などのメリットが十分に考えられて、民間に委託することが全体として望ましいということであれば、予算感などもあると思うので、最終的には市長部局での御判断になるんだろうとは思うんですけども、やはり双赢・双赢なところで、もしそちらのほうが望ましいということであれば、かじを切っていただきたいと思っております。前向きな御検討をよろしくお願ひいたします。何かありましたらお願ひします。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長、答弁。

○教育長（樋口 則之君） 繰り返しになりますけれども、この先、学校の先生方、コナミスポーツクラブと協議をしながら、どういう水泳授業ができるのか、十分検討しながら進めていきたいと思っております。今、幾つかの市町村でコナミスポーツが民間委託を受けて水泳授業を行っておりますので、これまでそういう事業展開については説明を聞いているところでございます。そういうことも踏まえながら、学校にも校長会を通じて、こういう事業があるがということを一度説明はしているところでございます。私が聞いた限りでは、議員がおっしゃっておりますとお

り、やっぱり安全な指導ができる、専門的な指導ができる、そして一方では、施設の管理が教職員から離れるという点で非常に大きいものがありましたので、そういったところも踏まえて今後検討させていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） おはようございます。ただいま市長部局の最終的な判断をというような一言がございましたので、一言回答させていただきたいと思います。

市長選挙等でも様々な公約等を申し上げる中で、この水泳授業の民間委託については、私は推進するほうだというふうな意見を述べておりましたので、本日、高木議員からいただきました質問の内容の趣旨についてはおおむね理解をいたしておりますし、恐らく考えは相通するものがあるというふうに思っているところでございます。

一方で、先ほどメリットについて先進地の事例を5つほど挙げていただきましたが、こういうものはメリットもあればデメリットもあるということで、デメリットも御紹介すれば、例えばですが、議員が少し触れていただいたように、今の枠組みとプラスアルファで水泳授業を民間に委託するわけで、当然委託費用がかかってまいります。それが幾らぐらいかかるのか、全ての小・中学校でそれを行うときにどれぐらいの予算規模になるのか、当然それだけのお金を使うにはその根拠となる財源が必要となりますので、そのお金をどこから工面するのかというようなところが私の立場からすれば一番悩ましいところだと思っております。

そのほかにも、学校教育、その他様々な観点からすれば、例えば、アリーナまで歩いて行ける距離の学校もあれば、江南、福富のようにとても歩いて行けるような場所にない学校もございますので、そういった学校は送り迎えが必要になってくると思います。このような送迎の手段であるとか、当然そこにも費用が発生するわけでございまして、そのようなものが幾らかかるのか、そして、一つ大きな問題なのが学校の施設外を利用する、もしくは民間委託ということで事業者さんにお願いすることになりますので、あってはならないことですが、万が一、事故等が発生したときの責任の所在等についてもしっかりと明確に市民の皆様にお示しをした上でこのようなサービスは行われるのが適切であると考えておりますので、先ほど教育長も答弁したように、そういうことを様々研究しながら、最良の形で本市に導入ができることを考えてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） デメリットのこともおっしゃっておられましたけれども、おおむねそちらの方向に考えていくていただいているんだろうということで感じております。もちろんの要件を整理する必要はあるかとは思うんですけども、生徒たちが安全に水泳授業を受けられること、それと教職員の方々の負担軽減と、両方その事業がうまく回っていけば望ましい形にな

るだろうというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、大きなテーマ1については以上とさせていただいたいて、大きなテーマ2の質問に移りたいと思います。

猛暑対策についてです。とにかくここ数年は毎年、今年も暑いね、今年のほうがもっと暑いねというような猛暑が続いております。改正気候変動適応法で熱中症特別警戒アラートが創設され、特別警戒アラートが発表された場合はクーリングシェルターを利用できることになりました。うきは市においても、市内の公共施設2か所、るり色と図書館が避難施設として指定をされております。6月からはホームページなどでも掲載をされています。

ちなみに、質問の前段として、福岡県が発表しておりますので、こちらを先にお知らせしておこうと思うんですけれども、先週調べた時点では熱中症警戒アラートが57回、熱中症特別警戒アラートは確認した時点ではなしというふうになっておりました。それと、消防庁の発表している数字です。熱中症による救急搬送状況を全国で見ると、65歳以上の高齢者の方が5割台でした。一方、うきは市の昨年度の熱中症による救急搬送ですけれども、高齢者の方が実に7割を超える高い割合となっております。加えて言うと、熱中症で搬送された方が最も多いのは、住居からということでした。

本市でも、熱中症予防のポイントとして熱中症警戒アラートの活用、しっかりとしたエアコンの使用、特に夜もしっかりと使用しましょうということが周知されているところです。

以上を踏まえて、3つ質問をさせていただきます。

クーリングシェルターが市内2か所、るり色と図書館に設置をされました。特別警戒アラートが出て開設されることになっておりますので、現時点では発表はゼロなんですね。とはいっても、そういう使い方もできるんだというふうに市民の皆さんに認識されたならば、従来の御利用者の方々以外の新たな利用者の方、涼むためにという形で利用されている方も出てきたのかなというふうに思うんですけども、来館者の動向はいかがでしょうか。

これは今年だけじゃなくて、来年も結局この猛暑は恐らく続していくであろうというところから、来年度以降の政策の展開の御提案として、公共施設だけではなくて、多くの我々一般市民が日常生活の中で利用しているスーパーであるとか薬局であるとか、そういう民間事業者の方々への御協力を市として図っていただくことができないのか、ぜひこれをお願いしたいんですが、お考えはいかがでしょうか。

3番は、ほかの自治体では熱中症対策として御自宅に一台もエアコンがない高齢者、自治体さんによっては、障がい者、乳幼児のいる家庭などへのエアコンの設置助成制度が始まっています。うきは市では、公式LINEなどでも熱中症は夜でも発生するというふうに周知されています。日中だけの課題ではありません。クーリングシェルターは日中しか行けません。そして、日中で

もクーリングシェルターに行くことのできない方もおられると思います。エアコン設置助成制度は、本市において自助努力でエアコン設置ができない低所得世帯には、期間限定であるとか予算上限ありであるとか、そういう形であっても必要な制度なんじゃないかなというふうに私は感じておるんですけども、市長のお考えはいかがでしょうか。

以上3点です。よろしくお願ひします。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま猛暑対策について大きく3つの御質問をいただきました。

1点目のクーリングシェルターの来館者の動向についての御質問でございますが、近年、地球温暖化の影響により、全国的にも気温が上昇しており、本年8月5日には群馬県伊勢崎市で観測史上最高となる41.8度が観測されたところでもございます。うきは市においても、連日35度以上の猛暑日が続いている、熱中症になる危険性が極めて高いことから、今年度、るり色ふるさと館とうきは市立図書館の2か所をクーリングシェルターに指定したところでございます。

クーリングシェルターについては、熱中症特別警戒アラートが発表された場合に開放することとなっております。制度制定以降、本市において熱中症特別警戒アラートは発表されておりませんが、両施設におきましては、熱中症特別警戒アラートが発表されていない日であっても、熱中症予防を目的として、夏の暑い時期に一時的に暑さをしのぎ、涼しく過ごせる休憩所、涼みどころとしても利用できるようにいたしております。しかし、通常の利用者との区別がしにくうございますので、クーリングシェルターを使いに来ましたといって申込みをいただくようなことはやってございませんので、この利用者の数については把握をいたしていないというのが現状でございます。ただ、図書館の利用者数等は若干増えているということですので、クーリングシェルターというところでお越しいただいている方もいらっしゃるのかなという認識ております。

2点目が、公共施設だけでなく民間事業者への協力等についての御質問でございますが、市民が日常的に利用をしているスーパーなどの民間事業者については、他市町村の実施例を参考にしながら、今後市内の民間事業者と意見交換等を行い、拡充に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

3点目が、熱中症対策として、低所得世帯へのエアコン設置の助成についての御質問でございます。

猛暑が続く中、特に高齢者や障がい者、乳幼児のいる御家庭ではエアコンの適切な使用は熱中症対策として重要であると考えております。一方で、低所得世帯において経済的理由からエアコンを購入することが難しいという世帯があることも認識しております。また、最近の動きとして、東京都や大阪府など一部自治体において生活保護受給世帯や住民税非課税世帯へのエアコン

設置の助成が行われていることも承知をいたしております。しかしながら、低所得世帯へのエアコン設置の助成については、財政負担でありますとか、この補助制度を行うに当たっての公平性、また、どのような制度設計が適切であるかといった課題もございます。今後、他の自治体の取組状況や課題等について研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 図書館については若干御利用者の人数が増えているようだというお話がありましたので、徐々に市民の皆様にそういった活用方法もありなのだということが少しずつ認知が広まっていくといいなというふうに思っております。

2番のクーリングシェルターについてです。

2番のクーリングシェルターについては、クールシェアスポット、いわゆる涼みどころがもつと増えるといいなというふうに考えております。公共施設のほうは、もちろんぜひもっと広域に広げていっていただきたいんですけども、私は市民の皆様が日常的に移動されたりとか活用されるのはやっぱり民間施設だと思っているので、民間にもう少し増えていくと、御協力いただけるとすごくありがたいなというふうに思います。

先進事例のほうを幾つか御紹介しておきたいと思います。

御存じだとは思うんですけども、福岡市ではのぼりですかステッカーとかが民間事業者さんのに提供されて、体調不良の方へ配布するイオン飲料とか冷却剤とともに提供されているかと思います。それと、山口市のほうではデコ活、いわゆる脱酸素のほうの取組で、快適で健康な生活を実現する活動の一環として、民間事業者の方に向けてクールシェアスポットの募集が市のほうで行われております。市のほうのホームページ上で各店舗の取組内容まで確認できる、そういう形になっています。ついで買いとかもすごく推奨するような形で御紹介をされております。やっぱり市民の皆さん、特に御高齢の方とかは日常的に行く場所の中でそういった場所があつたほうが望ましいだろうというふうに思いますので、ぜひ前向きにお取組をいただきたいと思います。こちらについては要望になります。

3番のエアコン設置についてです。これは再質問をさせていただきたいと思います。

熱中症予防のため深刻なのは、やっぱりエアコンのない世帯がまだ残されているということだろうというふうに思います。内閣府のデータです。昨年度末のルームエアコンの普及率、これは全国になりますけれども、91.7%、北海道、東北が数字としては押し下げているということがあるかとは思いますけれども、逆に言うと、全国で約8%はまだその調査時点では持っていないということだというふうに私は受け止めました。ということは、当然うきは市内にもそういった方々がおられるだろうというふうに推察をしております。内閣府の調査では、単身世帯の普及率が低く、特に男性高齢者であるとか年収300万円以下の世帯でエアコンの設置がないと

いう回答が多いようです。

厚労省からの事務連絡、こちらの一部を抜粋しますと、生活保護制度においては、保護開始時や長期入院などから新たに居住を始める際に必要な家具や電化製品がないなど、一定の要件に該当する場合に購入費用を支給することが可能。該当しない場合は、保護費のやりくりで計画的に購入、あるいは保護費のやりくりで購入困難なときは生活福祉資金貸付けを活用し購入という内容でした。エアコンの場合は、やっぱりこの猛暑の中では生きるための生活必需品を通り越した、高齢者の方などにとって本当に必要不可欠用品なのではないかなというふうに私は思っております。これだけ物価が急激に上がっている中で、保護費のやりくりで計画的に購入ではやっぱりカバーし切れない対象世帯があると思いますし、それと貸付けというのは、やっぱり御高齢の方とかは借金やろうもんという受け取りで制度を利用することになかなか厳しい方がおられるんじゃないかなというふうに思っております。一方で、厚労省の事務連絡では、熱中症を予防するためには適切なエアコン利用が重要というふうにもあります。

県内ですと、芦屋町、総世帯数が6, 531軒です。こちらは2年間限定ですけれども、1軒につき7万円の助成が出ます。年間予算が70万円、10軒分です。愛媛県の八幡浜市、1万5, 183世帯、1軒につき5万円で50万円、こちらも10軒相当だと思います。先進地のほうでいいますと、千葉県の流山市、1軒につき4万5, 000円、こちらはさらに申請期間3か月のみで、市内の店舗さんと協定を結ぶという形で、市内で経済循環をするような形になっております。こういった先進自治体のほうも全国で、北海道ですとか東北以外のエリアでも出てきておりますので、ぜひ前向きに御検討いただきたいのですが、例えば、こういった時限的なところで出すとか上限ありとか、そういった形でのお取組のほうはいかがでしょうか。何かお考えはありますでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） まずは、2点目の民間事業者の協力等については先ほど答弁を申し上げたとおりで、今後御協力いただける事業者さんに御相談を申し上げていくというところでございます。

涼みどころ、クールシェアスポットについてお話をいただきましたが、福岡市さん、山口市さんのお取組等もお話をいただいて、参考にできるところは参考にさせていただきたいと思います。例えば、のぼりの設置とかですね。現在、りり色ふるさと館と図書館にはクーリングシェルターとしてののぼりを設置しておりますが、そういったものの提供は民間事業者さんのほうにもできるものだと考えております。

また、本市の場合は高齢者の皆さんの数は多い現状にございますが、その高齢者の皆さんが比較的訪れていただいているのが各自治協議会のコミュニティセンターなどではないかというふう

に思っているところでございます。ですので、例えば、コミュニティセンターの一部の部屋であるとか、そういったところを開放していくというようなことも今後検討の一つには上がろうかと。現状、今ここで申し上げたからといってできることではありませんが、調整が当然必要なことだと思います。それぞれの施設によってそれぞれ違いますので、どういったことができるのかということは検討していくに値することだと思っております。

また、もっと活用していただきたいのは今、保健課や福祉事務所を中心に、集いの場とか、あとは高齢者の皆さんのが集まつていただく場をたくさん提供させていただいております。それは、ほとんどのものが公共施設で行われておりますので、当然エアコンの入った部屋で行われているものでございます。そういうところへの参加を積極的に促すことが、うきは流の涼みどころへの御案内ということになるんじゃないかなというふうにも考えますので、そういう形、既存にあるものもしっかりと利用しながら新たなものを創設していくというような形で取組のほうは考えてまいりたいと思っております。

もう一点御質問をいたしました、低所得世帯へのエアコン設置の助成についてでございますが、こちらについても1回目の答弁で行わせていただきましたとおり、他の自治体の取組状況、また先ほど議員からもお話しいただきました、何よりも財政負担、いわゆる財源の確保について、新たな取組を議会でも様々な御提案をいただきますし、議会外からも選挙を通じてありますとか、様々な機会を捉えて新しい提案をいただくことがあります。その中で、非常に耳障りよく、何とかを無償化するだとか、新たなこういう取組をやるというようなことをおっしゃられる方もいらっしゃいますが、やっぱり一番大事なのは市民の生活、また、このうきは市を迷走させないためにきちんとした財源を確保した上でどう制度設計をやっていけるか、そして、来年だけじゃありませんので、持続可能にこの制度を運用できるかというところが一番肝要だというふうに考えております。特に議員から今回、この制度については高齢者、また乳幼児等をお持ちの御家庭に対しては命を守る手段なんだということも御指摘いただきましたので、であるならば、しっかりとした制度設計の下、持続可能な取組となるように、先ほど申し上げましたように、他の自治体等の取組等も十二分に検討しながら進めてまいりたいと思いますし、考えの根底としては、まずはエアコンが一台もない家庭を減らしたいという思いは私も意を通ずるところでございますので、その部分についてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 前向きに取り組んでいきたいということでお話しいただきました。

それでは、補足のほうをさせていただきたいと思います。

私が先ほどお伝えしましたとおり、そして市長のほうもおっしゃってくださいましたとおり、私が想定しているエアコン設置助成の対象者等というのは、高齢者、障がい者、乳幼児のいる世

帶、つまり、健常者である我々と比較した場合にクーリングシェルターに移動することが困難な可能性が高い方々です。その方々の健康維持、生命維持のためには、やはり必要な制度だというふうに考えます。例えば、熱中症になった場合は、中には入院されたり、あるいは後遺症が残るケースなどがあります。継続的な医療費がかかってまいります。加えて救急搬送の費用もかかります。総務省の令和6年度の救急出動件数などのデータを使った年間の救急事業の件数から算出された民間の試算ですと、全国平均、1件約4万5,000円です。熱中症を予防すること、危険度の高い方々の命を守ることは、トータル的に考えると、市としての医療費負担の何らかの抑制にもつながる可能性はあるだろうというふうに思いますので、ぜひ前向きな御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

大きなテーマ2については以上で終了させていただきたいと思います。

それでは、最後の大きなテーマ3の質問に移ります。

6次化センターの活用と併せてうきは駅舎の活用についてです。6次化センターの取組について、過去の市議会での答弁などを確認しました。ちょっと過去の委員会のところまでは確認しきれなかつたんですけども、市議会での前高木市長答弁では、6次化センターは地元農産物を活用し、新たな特産品の開発や製品の高付加価値化によるうきはブランドを構築。農業者などの所得増大を推進し、地域産業の振興を図るための施設とありました。オープンは令和元年7月です。建設及び整備に要した事業費が約1億4,500万円、財源の2分の1が地方創生拠点整備交付金及び地方創生推進交付金、残りは市の一般財源、1期3年の指定管理者制度で2期ですね。現在は市の直営に変わっています。直営に変わったときの説明では、まず、この1年間で今後の課題などを把握するというお話だったと記憶をしております。

以上を踏まえ、質問のほうをさせていただきます。

指定管理から直営に変わって利用者の状況が把握しやすくなったと思います。農業者とそれ以外の利用者の方の比率、それと市内外の比率、そしてセンターを製造所であるですか加工所であるですか、何らか販売可能とする商材を作るための製造所として登録されている利用者数を伺いたいと思います。

2番。6次化は流通に値する商品にすること、つまり、商工分野の磨き上げが重要だと考えます。例えば、必ずしも、うきはといえばあればよねという一つのお土産物ではなくて、一人一人の作り手の方々がきちんとうきはの素材を活用していただいて、うきはの製造所で作って、消費者の方々にも愛される商品として育っていけば、それはやっぱりそれに値する商品になっているんだろうなというふうに思うんですね。ですので、例えば、菓子製造とかで今使正在いらっしゃる方が多いと思うんですけども、登録されている方々が道の駅であるとか耳納の里などへの出荷だけにとどまらずに、次の事業者としてのステップアップにつながるような、何かチャレンジ

できるような場所をつくっていただけないだろうかなというところで、うきは駅舎のシェアショッピングというのも一つ方策としてはあり得るんじゃないかなというふうに考えました。

3月議会でもいろいろとかんかんがくがくされていたので、恐らく何がしかお考えはあるのかなと思ったんですけれども、うきは駅については、道の駅と吉井の町並み、それと流川、浮羽稻荷神社のちょうど中間点なので、つなぐポイントにもなり得るだろうというふうな考え方から、そのように考えたところです。加工所の利用者さんが事業者に育つ場所として、チャレンジショップのような場所としてシェアショップをお考えいただければどうなんだろうなというところです。その場合には、うきはブランド推進課との連携が今以上に必要なではないかなというふうに考えております。

以上2点、市長の考えをお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま6次産業化研究開発・事業化支援センター、夢ラボについて、また、うきは駅舎の活用について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の市の直営になってからの夢ラボの利用状況、農業者とそれ以外の利用者の比率、市内外の比率、センターを製造所として登録している利用者数についての御質問でございますが、議員御承知のとおり、6次産業化研究開発・事業化支援センター、通称うきは夢ラボにつきましては、農業者等の所得拡大を推進し、地域産業の振興を図るため、農業者や商工業者等が地域農産物等を活用した試作、加工品等の研究開発及び事業化を行う施設として令和元年度から操業を開始いたしまして、議員御説明のとおり、これまでの6年間は指定管理により運営が行われてきたところでございます。

令和7年度からは市の直営による運営に切り替えまして、利用件数といましましては、4月から7月までの4か月間で167件の利用があつております。内訳といましましては、市内の方が158件、市外の方が9件でございます。また、農業者とそれ以外の方の利用件数については、農業者の方が59件、それ以外の方が108件となっております。

また、令和6年度末時点の数字でございますが、このセンターを製造所として保健所等に登録をされているという方が34名、34事業者と申していいのか分かりませんが、それだけの数いらっしゃいます。

現在のところ、利用については順調に推移をしているものと考えておりますが、今後さらに多くの市民の方々に利用していただける施設となるよう周知を図り、うきはの魅力を発信できる商品開発を行ってもらえるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目の加工利用者の事業者としてのプラスアップや、流通の出口を増やすためのうきは駅舎のシェアショッピングについての御質問でございます。

個人で夢ラボを利用されている方については、事業主となる意欲の醸成でありますとか、ノウハウの取得、これがまずは重要であると考えております。そのため、現在市で取り組んでおります、起業を目指す方に向けた創業セミナーでありますとか、創業者奨励金などの創業支援メニューについて、今後そういった利用者の皆様にも広く認知、普及できるように注力してまいりたいと考えております。また、既に事業に取り組まれている方に対しては、うきは市商工会をはじめとする関係機関と連携をいたしまして、相談窓口の開設や補助制度の活用など、各種支援を実施しているところでもございます。

次に、JRうきは駅の駅舎でのシェアショップ化の御提案についてでございますが、現在のJRうきは駅の利用状況、また、どういった方が利用しているかという利用実態等を鑑みますと、うきは駅舎内よりも道の駅周辺であるとか、筑後・吉井地区エリアなど、より集客の見込める場所に設置するほうがそうしたシェアショップについてはより効果的であるというような認識を持つております。このシェアショップについての御提案については、そういった場所的なことも踏まえて、具現化のために今後しっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

それでは、ちょっと幾つかまたいた形での再質問になってしまふかも知れないんですけども、よろしくお願いします。

6次化センターについては、今までの市議会のいろいろな議論経緯の中でも、何となくやっぱり農業者の方向けの施設であるというニュアンスがどちらかというと強かったのではないかなど思っていますけれども、目的で見ると「農業者など」なので、データでは「商業者」とあったんですけれども、やっぱり起業創業を目指す方々の商品製造のトライアルの場にもなっているというのが実態だろうというふうに思っております。

過去3か年、令和4年度から令和6年度までのデータを私なりに拾ってみたんですけども、成果表のほうにも後で書いてくださったので、ちゃんと確認も取れたんですが、大体農業の方は三、四割ぐらいなんですね、実態として使われているのが。商業者、例えば、菓子製造であるとか、そういったほうの方々が6割とか7割とか、それぐらいの比率で今まで推移してきているので、農業の方にもうちょっとここを利活用していただくのであれば、夜間利用というのが恐らく欠かせなくなってくるだろうなというふうに思っております。現状はそこの時間帯がなかなか難しいということでしたので、直営に変わることでその道筋がもしかしたら生まれてくるのかという確認をさせていただきたいのと、それと、この6次化センターというのが商業者が既に育つ場にもなってきてるわけですよね。ですので、この6次化センターの扱いというのが市としてどういうふうに捉えていらっしゃるのかなというところを確認させていただければなと思いま

す。

私は②のほうでお伝えしておりますとおり、どちらかというと、6次化センターというのは、事業の中身としては商工部門が担当するのが本来は似つかわしいものではないのかなというふうに思っておるところです。

以上です。何かお考えがありましたらお願ひします。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま6次化センターについて様々な御意見等をいただきましたが、確かにこれまでの取組というのが農業者向けというところが強かったという経過は、この施設の歴史をひもといていただければお分かりになるかと思います。令和元年7月にこの6次化センターが設置されるところまでの経過の中で、この施設がそういった農業者の方のというような趣旨の下に、設置される直前までにじ農業協同組合さんも話の輪の中に入って設置に向けた動きがあったというような歴史がございます。ですので、そういった観点が強いところがあるのかなという認識でおります。

ただ、令和元年からの施設運営の中ではJAにじさんはメンバーの中に入っておりませんし、現状も市の直営でやっているということですので、そこで議員が御指摘になられているような違和感というか、乖離があるのではないかというような認識であります。

そういった中で、今、議員からも御指摘いただいたように三、四割、その中でも、やっぱり農業生産者の方が新たな加工品の開発等に御利用いただいているというのは非常にありがたいことだと思っておりますし、特に若手の果樹生産農家さんの中では、ここで加工した製品をしっかりと自ら販路を築いて商品化して、付加価値をつけて、人気商品として出されている農家さんもいらっしゃいますので、そういった利用が恐らく設立当初の一番の目的だったんではないかというふうに認識をしているところです。

一方で、議員が御指摘のように、現在は菓子製造などを中心に、いわゆる小さな事業で始められる方、もしくは店舗等を持たずに道の駅や耳納の里、またインターネット上の販売等を通じて、いわゆる無店舗営業で事業を行う事業者さんも増えてきております。ありがたいことに、そういう事業者さんもしっかりとときは市商工会のメンバーの一員として御加入いただいて、地域経済を支える役割を担っておられます。そういった方々の活動の場として使うことに何ら異存があるものではございません。

ただ、今回議員が御指摘をいただいたシェアショップの考え方も含めてなんですが、そういったシェアショップをつくるときに少し考えを整理したいというふうに考えております。と申しますのが、シェアショップ等をつくるときに菓子製造所等も兼ねてそういったお店をつくりますと、製造から販売まで一括してそこでできるようなシェアショップができます。ですので、そういう

た事業者さんにはここを活用していただく。そして、直接お客様がお越しになれない夢ラボのような施設は、文字どおりこの施設の正式名称が6次産業化研究開発・事業化支援センターですので、新たな商品を研究したり開発したりするような場所、もしくは農業事業者さんのように自らの生産品を持ち込んで加工したものを自分の販路で売れる方の製造拠点にすみ分けすることが非常に望ましいと考えております。

先日も古賀市のように視察に行ったんですが、古賀市では既にそういった施設が町なかに設置をされております。菓子製造室と、あとはシェアできるキッチン等を兼ね備えたような町なかにある施設です。そういった人の交流もある、そして、言われるような商品も流通をするというような施設、こういったものを検討していきながら、その中で、この夢ラボとのすみ分け、また農業者にも商業者にもしっかりと御活用いただけるような加工の在り方について考えてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ステップとして、特に商業者、創業希望者の方、夢ラボがファーストステップであって、第2段階のステップとしてシェアショップがあつて、最終的には自前のショップがつくれる、こういった無理のない、徐々に卒業していくようなステップがあれば、多分今ここで菓子製造をしているような方々は比較的若い女性陣もいらっしゃって、例えば、Iターン、Uターンとかでこちらに来られていて、開業企業資金がなかなかないので、まずは夢ラボからという方々も結構登録して活用しておられるので、その方々が無理なく起業創業へ向けた、卒業までちゃんとたどり着けるような、そういうルートをつくっていただければ、夢ラボの極端な偏りももうちょっと緩和されるかもしれないし、農業者の方がより使いやすいような時間構成になってくるのかなというふうに思います。とはいって、急には手は離せないと思いますので、ぜひもちろんの前向きなお取組と御配慮のほうをお願いして、質問のほうを終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（江藤 芳光君） これで2番、高木亜希子議員の質問を終わります。

---

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。再開は10時15分より開始します。

休憩します。

午前10時01分休憩

---

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、再開します。

次に、8番、竹永茂美議員の発言を許可いたします。8番、竹永茂美議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 8番、竹永です。よろしくお願ひいたします。

今年は敗戦80周年です。私は7月28日、ノーベル平和賞を受賞された日本原水被団協の福岡県代表者の話を聞きました。

また、8月6日は星野村で平和式典があり、八女市長が原爆の被害による精神的、肉体的苦痛が残り、平和の尊さと戦争の愚かさ、核兵器の非人道性を語り継ぐため、戦後80周年を記念し、1年間平和事業に取り組みますと決意を述べられました。

私も毎年参加していたんですが、80年ということに対する意識が足りなかつたなど反省をしたところです。この新聞が八女市長さんが述べられている部分です。

その後、星野小学校の代表の方、6年生ですが、戦争について一人一人調べましたということで、この子は、広島に原爆が投下されたことについて調べられたようです。

次に、星野中学校の代表生徒さんも、今、星のふるさと公園にともる灯は、山本さんの話を聞いて、恨みの日から平和の日になりました。人を大事にする日です。未来を照らす日です。世界に……

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員、前語りが趣旨と、そのテーマであるならよろしいんですけど、その辺を短く言ってください。

○議員（8番 竹永 茂美君） はい。ということでありました。

うきは市も2006年、平成18年に非核平和都市を宣言し、広島や長崎に原爆が投下された時刻にサイレンを吹鳴しています。

今日の新聞に、高校生平和大使のことが載っていました。スイスのジュネーブの国連欧州事務所に署名11万1,071筆を24名の高校生平和大使が持っていましたということです。

これだけ若い世代も戦争について考えているわけですので、戦争の直接体験を聞いている私たちとしても今後取り組んでいきたいなと思っております。

では、通告書に基づいて質問をしていきたいと思います。

1点目が安全・安心のまちづくりということで、1番目が、厚生文教常任委員会が実施した浮羽究真館高校生との意見交換会で、筑後吉井駅の待合室に自習スペースの設置、学校からバス停までの道路整備、久留米方面のバス停整備、学校から筑後吉井駅までの道路整備、街灯設置、通学費の補助等が要望として上げされました。

通学費の要望につきましては、今回、市長のほうから幾つかの提案がありますので、それを含めて、市長としてどう考えてあるのか、お尋ねしたいと思います。

2点目が、今年、7月10日の西日本新聞に、オスプレイ佐賀配備開始ということで、このようにも大きく新聞報道がなされました。

また、9月8日、今日ですが、オスプレイ訓練九州状態化ということで、また新しい新聞報道

がなされております。

このように、佐賀空港に自衛隊のオスプレイが配置されましたが、そのことについて、うきは市に与える影響についてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま安全・安心のまちづくりについて、2点の御質問をいただいたところでございますが、通常ですと、大体この大項目について全てお答えをするんですが、1点目の究真館高校生との問題と、2点目の自衛隊のオスプレイの問題は全く別物でございまして、本来、通告書の立て方として別々に立てることが、私も議員を経験しておりますが、肝要であると思いますし、市民の皆さんにもより分かりやすい一般質問通告になるのではないかというふうに考えます。

そうした中で、毎回この安全・安心のまちづくりや、その後の2番目、3番目も大項目が毎回同じタイトルとなっていることについては、以前にも議長から御指摘等があり、改善するよう求められていたことではないかというふうに認識をしているところでございます。

今回の一般質問の内容については、明らかに内容が違うものでございますので、大項目を分けた質問いただきますことを、この場をお借りして強く要請するものでございます。よろしくお願ひいたします。

そうした改善が以後、見られることを念頭に、今いただいた2つの質問にお答えさせていただきたいと思います。

1点目の厚生文教常任委員会が実施をされました浮羽究真館高校の生徒の皆さんとの意見交換会についての御質問でございます。

先般の6月議会で全く同じ内容の御質問をいただいた際に御回答申し上げた内容と同内容となりますことを御容赦いただきたいと思いますが、本年5月にうきは市議会が発行されましたうきは市議会だより第81号において、うきは市議会の厚生文教常任委員会が、閉会中審査として浮羽究真館高校の生徒18名と意見交換をされ、調査報告ということで記事が掲載をされており、記事には、生徒のニーズとして、箇条書で6つの事項について掲載がされていることについては承知しているところでございますし、今回、竹永議員から資料配付をされているA面の一番上の記事がまさにその記事に当たるというふうに認識をしております。

この件につきましては、6月議会でも申し上げましたとおり、一部の生徒の皆さんと市議会議員の中でも、厚生文教常任委員会に所属をする7名の議員の皆さんによる意見交換での閉会中審査としての報告と承知をいたしておりますので、今後、学校であるとか地域、また市議会の皆さんや常任委員会の皆さんなどから、御要望等が具体的な内容を伴ってございました際には、その内容についてしっかりと精査をし、検討をしていきたいと考えているところでございます。

2点目は、オスプレイ佐賀駐屯地配備がうきは市に与える影響についての御質問でございます。令和7年7月9日に佐賀空港に陸上自衛隊の佐賀駐屯地が開設をされ、8月12日までにオスプレイ17機の配備が完了していることは承知をいたしております。

オスプレイによるうきは市への影響についてでございますが、現在のところ、騒音等による苦情相談等は1件も入っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） まず1点目ですが、高校生との意見交換会をした後の3月議会で、市長はこのような発言をされております。「究真館高校をお訪ねになられて、生徒の皆さんから様々な御意見をいただいたというような内容の御意見、御提言をいただいたと思っております。」、中略しますが、「後半のほうで述べられました果物狩りの集会をやろうとか、自販機を設置してみたらどうかというようなことは、市として応援ができるようなことだと思いますので、また、恐らく議会の皆さんでお訪ねになられている会ですので、議事録等が出てこようかと思っておりまして、そういうものを拝見しながら、市で取り得る可能な施策等がありましたら、しっかりと反映していきたいと考えております。」ということで、6月に質問したんですが、ちょっと時間切れで今の答弁で終わりましたので、何か6月なり、今の答弁は3月議会から若干後退しているような気がいたしますが、その点について、3月議会でも言われた市でも取り得る可能な施策等がありましたら、しっかりと反映していきたいと考えておりますということについて、何か追加の説明があればお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま議事録から言葉を拾われたのかどうか分かりませんが、中略等を含めて、明確にここにない資料でございますし、傍聴の皆様の手元にもないと思いますので、内容分かりかねる部分が多いかと思いますが、中略をされましても、その全体として私が何を申し上げたかがしっかりと理解ができないんではないかというふうに思っておりますし、まず大前提として、1回目の答弁で申し上げたとおり、究真館高校の生徒さん方と意見交換をされたのは常任委員会の議員の皆様でございます。その中の閉会中審査の報告は高木委員長から受けているところでございますが、もし竹永議員が申されているような、具体的な何か取組を起こしてほしいであるとか、具体的な箇所を指摘して改善を促すということであるならば、そうした正式な手続きがございますので、委員会として要望を市に提出していただくとか、また、高校から生徒さんの意見だということで、陳情、要望等を提出していただくとか、そのような手段をもって具体的にお困りの部分を御指摘いただければ、その意見は真摯に受け止めて改善を図っていく、もしくは新たに何かを行っていくということを行っていきたいという旨も6月議会で申し述べたという

ふうに記憶をしているところでございますが、そういったところを中略されて、言葉の端々で私がこのようなことを言ったけども、今回は後退しているなどというようなことを、この神聖な議場でそのようなふうに資料もなくおっしゃられるというのは、非常に私としては遺憾な思いでございますし、竹永議員も市民の皆さんから互選を受けた議員のお一人でございますので、言葉、また資料等に責任を持って対応いただきたいというふうに思っております。

まとめますが、私は、この関係の皆様から御要望や陳情等があれば真摯に、そして早急に取組を進めたいというふうに考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 私が配付しています資料のA面に、うきは市こども計画というのがあります。そこに6点あったわけですけれども、5点目、6点目は省略しておりますが、こども大綱におけるこども施策に関する基本的な方針の①として、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。」「②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。」「③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。」「④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようとする。」ということがあったので、私はこれに該当するのではないかなと考えますが、市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま資料にございますうきは市こども計画の大綱における基本方針の部分について、るる議員から御説明を受けて、どう考えるかというようなお話を伺いましたが、それと、先ほどの御質問がどのようにリンクをしてどのように私が考えているのかというような御質問ではありませんので、的が外れているかもしれません、お答えを申し上げます。

こども計画のこども大綱についての内容は十二分に理解をしているところでございます。

議員も御承知のとおり、具体的な取組として、市民の皆さん、本日傍聴にお越しいただいている皆さんも御承知かと思いますが、市内の全部の小・中学校または保育所、幼稚園等を回りまして、一緒に給食を食べながら子どものお話を聞くうきはっこふれあい給食、また、各小学校、中学校、保育園、幼稚園等のイベントにも積極的に参加をし、先生方や子供たちの意見にも常日頃から声を伺う努力をいたしているところでございます。

そのほかにも様々ございますが、時間の関係もありますので多くは申し上げませんが、ただ、今回議員が御質問をされている内容と、今御指摘の内容を照らし合わせるとするならば、①、②の部分、子供の皆さんのが声を上げていること、そういうもののと対話をしながら、共に進めていく、特に②の部分でございますが、この部分を尊重し、市議会の厚生文教常任委員会の皆さんは

浮羽究真館高校の代表の生徒の皆さんと意見交換という対話をされたんじゃないでしょうか。その対話の具体的な内容は、対話をされてまさにこのこども大綱に掲げるところの理念の下にお取り組みになられている議会の厚生文教常任委員会の委員の皆様、竹永議員を含む議員の皆様が一番御承知の部分ではないでしょうか。

そこで皆様が高校生から聞き取られた具体的な意見や改善要求、そういうものを市に対して皆さんの立場から、要望や陳情という形で出していただければ、しっかりと対応すると先ほど答弁をさせていただいたところでございます。

その答弁をもってして、今の御質問の趣旨を図りかねますが、そのような思いで取組を進めておりますので、ぜひ委員会、議会等から御要望を賜ることを切に望んでいるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 市長が述べられました、対話をしながら意見を聞き、共に進めていくことについては同じ考えだと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

その下のほうに、今回、7月10日から11日の豪雨で旧東校のグラウンド南側のフェンスが約100メートルにわたって道路側に倒れました。資料のほうでは、フェンスが撤去されている資料になっていると思いますけれども、当日は通行止めに近い状況であったというふうに思っています。

また同じく旧東校跡のテニス場の後に道路が冠水し、19区、20区の子供たちの通学路であり、市民の生活道路でもあったと思っています。さらに究真館高校生の通学路にもなっていますが、この点、先ほど意見交換会の中で出た、学校から吉井駅までの道路整備、街灯設置との関係もあると思いますが、この点については市長いかがお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 大変申し訳ございませんが、竹永議員、先ほど来私が答弁をさせていただいている内容について、御理解をいただきながら再質問をいただいているでしょうか。

私は、例えば、通学路の問題にしても個別具体的な箇所についてのお話をいただければ対応するということで申し上げておりました。

その中で、今回、この写真に上げられている箇所が通学路かどうか、また、高校生が実際にお困りの場所かどうかというような情報は一切いただいているない状況にございます。

今、竹永議員が高校生の通学路にもなっているというふうにおっしゃられましたが、高校が正式に通学路として指定されているような道路でしょうか、もしくはどれぐらいの通学の方が通われている道路なのか、そういうことは市も把握をしておりませんし、議員も恐らく把握をしていないのではないかというふうに思っているところでございます。

そうした中で、今回の8月の大雨の災害の被害等、急にこの場で、何か結びつけられてここに

についてどうお考えかと。

申し訳ございませんが、本当にこの件を、大事な件として考え、そして、この件について早急な対応が必要であると考えるのであれば、通告書の中に、この東校の後ろがこういうふうになつているんだと、市はどのような対応を取ったのか。また、ここは通学路ではないのか、安全は大丈夫なのか、そのようなことを通告していただければ、担当の建設課等ともしっかりと話をして、議員に、そして議会の皆さんに、そして市民の皆さんに御理解をいただけるような答弁が用意できたものと思いますが、この通告書の中では、そういったものが一切なく、今日の今日、私が拝見をした竹永議員のこの資料に、いきなり唐突にこの写真が掲載をされているわけでございます。

その部分もしっかりと加味をいただきながら、本当にこの箇所について、今後何らかの対応が必要ということであれば、そういうことを付議して御質問いただきたいと思っておりますし、最後に申し上げますが、ここはもう既にブルーシートが張った写真を添付いただいておりますが、フェンスが倒れたとの一報を受けて、早急に仮の復旧を行い、今後しっかりと本復旧に向けて今、建設課、また関係部署の皆さんと協議を図りながら取組を進めている最中であることを申し添えます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員、議長として申し上げます。今、市長のほうから御指摘もございました。この資料については、正副議長で調整しながら、この写真を差し替えると、これは最初の出された写真は、災害に遭った復旧前の状態でした。タイトルが安全・安心のまちづくりについて、通学路のことをテーマとしているのに災害の現場の写真を出すとか、そしてまたそれを変えろと言ったら直前にこの写真に変わった。その辺の一番基本的な議員としての認識が、やはり指摘されるとおりだと思うんですよ。タイトルにしてもしかり。

ここまでしか言いませんけど、今後十分注意して、やはりこの質問が生きるような場にしていただきたいと思いますので、併せて申し上げておきたいと思います。竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） その写真が写りが悪いと思いますけれども、防犯灯を市のほうから数年前に設置していただいております。それは通学路という認識でよかつたんではないかなと思っています。

また、数年前の一般質問でも、冠水したときの話をいたしまして、朝7時から1時間、8時過ぎまで、どのくらいの子供たちが通っているかというと、高校生が約30から40名、そして、一般の人が50名ぐらい通っているということでの話をしておりますので、そういう歴史があるということを述べておきたいと思います。

次に、オスプレイに対する回答が、市の影響についてはないということでしたけれども——資料に上げていますように、令和7年6月27日、石破茂内閣総理大臣からの衆議院議員、田村さんへの答弁、第288号を見ますと、福岡県の中で、小郡駐屯地、久留米駐屯地、鷹取山、高良

台演習場、英彦山山系など回答されております。

また、私も佐賀空港に行きました、オスプレイの状況を見たときに、空港のデッキの北東の山並みのずっと奥のほうに鷹取山を確認することができました。逆に言えば、鷹取山を目印に筑後川上空を飛んでいるのではないかというふうに思っています。

また、佐賀市のホームページには、防衛省からの情報提供等という形で載っていますので、うきは市の影響が全然ないとは言えないんじゃないかと思いますが、現状のところ、苦情相談はないということですが、うきは市の方から防衛省なり、あるいは佐賀市等への問合せをするお考えはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 前段の質問については、もうぱっと打ち切られましたのでお答えをしておきますが、防犯灯の設置等があるので通学路というふうに御判断されたというのはちょっとおかしいというふうに思っております。防犯灯は、市もしくは行政区でつけるものもございますが、市や行政区が必要と感じた場所に市なり行政区なりが設置をするのが防犯灯や常夜灯でございますので、この灯があるから通学路だという認識は誤認だというふうに思っているところでございます。

また、通学路としてどれぐらいの人が行き交いをしているのか、以前に議員が調査をされた、そして、今数字をお持ちでしたが、であるならば、この資料をA面にそれを付記いただいた上で、ここも通学路だと認識をするので、どうにかならないかというような質問が至って正当な質問だというふうに認識しております。そういうもののもなく、急に論拠にも乏しいものをお示しされても、私どもも対応のしようがないというものでございますし、議会は開かれた広聴の場でございますから、市民の皆さんに理解がしっかりと得られるような説明もしくは質問に徹すべきではないでしょうか。

私も答弁をする限りにおいては、そのような思いでこの壇に立っておりますので、少し声が強くなっているのは、そういうものをしっかりと捉えられているかどうかという部分に非常に遺憾な思いがあるところが言葉に乗っているというふうに御理解を賜ればというふうに思っているところでございます。

もう一点のオスプレイについてでございますが、先ほど御説明申し上げましたように、影響については現在のところ、騒音等の御相談や御苦情がうきは市には一件も届いていないということでございますので、これが影響があるなしというようなことを一切答弁で申し上げているところではございません。

また、佐賀空港のほうに御視察に行かれたようなお話を伺いましたが、実際に佐賀空港に行かれていかがでしょうか、佐賀の駐屯地の皆さんに詳細について御意見を賜ったのでしょうか。も

しくは佐賀市の担当者の方からお話を伺いになられたのでしょうか。本市の議員でありますから、議員であること、また、本市に与える影響等について一般質問することを述べれば、自衛隊の方々、また佐賀市の方々もしっかりと御対応いただいたのではないでしょうか。まさか、空港のほうに柵越しに遠くを見て、鷹取山も見える、危ないんじゃないかという御自身の御認識だけであるならば、そういう感想的な部分というのは、この神聖な議場の場では発言は控えるべきではないかというふうに思っているところでございます。

そうした中で、現在、自衛隊のほうから、また、議員が御指摘をいただいた佐賀市のホームページ等にも恐らく閲覧に供されていることかと思いますが、その資料に基づいた中の説明によりますと、オスプレイの飛行ルートについては、九州各地の演習場への飛行ルートが想定されているということでございます。また、オスプレイは、いわゆるヘリコプターの機体でございますので、地上認識をしながら飛行するというような特性から、河川や高速道路など識別が容易な地形を参考に飛行するというふうに伺っております。上から見て分かりやすい高速道路や筑後川のような大きな川の上をたどって飛んでいくことで、場所を間違えずに飛んでいくんだということだと認識をしております。

そういう観点からいければ、幾つか演習場として挙げられているうちの大分県にあります十文字原演習場でありますとか、玖珠町にあります日出生台演習場への飛行の際は、うきは市の北側、筑後川に沿ってでありますとか、大分自動車道に沿って、もしくは鷹取山という言葉が議員の御指摘にもありましたように、鷹取の尾根に沿って飛んでいくというようなことは想定されるというふうに認識をしております。

また、この飛行ルートの説明については、自衛隊は実際の飛行に当たっては、高度300メートル以上を確保することを前提として飛行しますと、何らかのことがあれば、それを守れないこともあるのかもしれないけれども、基本的には高度300メートル以上を確保するというようなことも資料に書かれており、また、実際の地域の事情等を踏まえて、必要に応じて住宅地や市街地、病院などの上空の飛行については一定制限するようなことも考えていきたいと、そういう措置も講じていきたいというようなことも自衛隊の資料には付記をされているところでございます。

そういう情報もしっかりと捉えながら、それでも今後、特に9月11日からは、先ほど申し上げた2つの演習場に対しての飛行訓練が始まるというような話も、これはニュースにも上がっておりますが、私どももうかがい聞いております。そういう中で、非常に騒音が激しいであるとか、切らかに低空に飛行することが多いというようなことが、私どもで散見をされたり、もしくは市民の皆様から情報提供をいただくようなことがあれば、必要に応じた対応を取ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 資料についておりますように、いろんな場所が通過点ということですでの、影響もあると思いますので、ぜひお願ひしておきたいと思います。

それでは、2点目に行きます。

若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについてということで、うきは市の新たな子育て支援策について伺いたいと思います。

資料には、市長が厚生文教常任委員会のときに検討しました3つのことを載せさせていただいております。

その中のいわゆる高校生世代までの医療費の無償化については実現ができましたので、残り2つの、いわゆる保育料の無償化、今日の提案では第3子までのというのが方向性が出ておりましたが、それを含めた分と、もう一点がなかなか費用がかかると思いますが、小・中学校児童・生徒への給食無償化についてお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについて御質問をいただきました。誠に申し上げにくいのですが、再三お願ひ事ばかりで恐縮なんですが、今回、皆様のお手元にも、また傍聴いただいている皆様のお手元にも通告書があろうかと思いますが、議員からこの若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについてという大項目で取り上げられていただいている小項目、いわゆる具体的に伺いたい内容が書かれるべき場所なんですが、そこにうきは市の新たな子育て支援策について伺うとだけ記載がございます。

私どもも議員の伺いたい趣旨についてしっかりと庁舎内で話し合いを進めて、できるだけ議員の皆様、そして市民の皆様に分かりやすい答弁、また具体的な内容を伴う答弁をつくるために、この事前通告制度というものがございます。そして、ほぼ全員の議員の皆様からは、その趣旨を御理解いただいた上で、個別具体的に、この部分のこの点についてどのような市長は認識を持っているのか、教育長は認識を持っているのか、市としてどう取り組むべきなのかということについて御質問をいただいているところでございます。

しかしながら、今回のこのうきは市の新たな子育て支援策について伺うとだけ一言申されましても、子育て支援策は、就任して1年2か月、一丁目一番地として取り組んでおりまして、様々な施策については議員の皆様、そして市民の皆様も幾つか御理解をいただいているところだと思いますが、まさに取組を進めているさなかでございます。その中のどういった部分について、何をお伺いになりたいのか。よろしければ、今後はしっかりと事前に通告書の中でお伺いをいただいたならば、しっかりと議員がお伺いになりたい的を射た回答ができるものというふうに認識をしております。

ですので、今回、この大項目のような一文だけでございますので、意に沿った回答になるかどうかは分かりませんが、考えた答弁についてお答えを申し上げます。

本市では、子育て支援策うきはっこみらいサポートを重点施策に捉え、様々な子育て支援について取り組んでいるところでございます。

本年度からは、議員も御承知のとおり、子ども医療費の助成を18歳まで拡充し、高校生世代まで医療費無償化を実施したところでございます。

この件に関しましては、市議会の厚生文教常任委員会、私も委員に所属をしておりましたが、その中で、当時の佐藤委員長をはじめとして委員の皆様に深い御理解をいただき、政策提言をいただきおかげをもって、この4月からしっかりと予算を伴いながらございますが、実施をさせていただいているところで、市民、特に子育て世代の親御さん方に非常に喜んでいただいている施策となってございます。

また、本議会の補正予算においても新たな子育て支援策を実施するために必要な経費を幾つか計上いたしております。

1つ目は、高校生の通学費補助でございます。

高校への通学に係る電車やバスの定期代を補助することで、保護者の経済的負担の軽減を図り、高校生が安心して通学できる体制を整えたいと考えております。またあわせて、これまでの間も多くの議員の皆様からお声をいただいている浮羽究真館高校の支援、ここについても少し特化した政策をこの通学費補助制度に附帯をさせているところでございます。

2つ目は、第3子以降の保育料の無償化の実施でございます。

第1子、第2子の年齢や世帯の収入に関係なく支援を行うことを前提としたしております。多子世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子供を産み育てられる環境づくりを目指したいと考えております。

3つ目は、ひとり親家庭の養育費確保の支援でございます。

養育費確保のための公正証書の作成費用の支援や、ひとり親の親御さんのカウンセリングなどを実施して、子供の健やかな成長を支援する制度を新たにつくりたいというふうに考えているところでございます。

今後も市民のニーズを大切に、よりよい支援の在り方について、市の財政状況を十分に考慮し、適切な財源確保に努めながら引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、議員の資料B面の上の段に令和5年7月の厚生文教常任委員会の資料が添付をされておりまして、議員の御発言からいくと、当時私もその委員のメンバーだったではないかと、なので、これは全部やるんでしょうというような言いぶりに聞こえたのですが、これは議会の常任委員会の中で討論をされたことでございます。その中からきちんと必要なことについては議会で十二分

な、常任委員会の中で十二分な御議論をいただいた中で、18歳までの世代の医療費無償化のように、政策提言として公に出していただいて、市としても取組がなったというようなものもあるわけでございます。また、給食費の無償化については、市民団体の皆様からも陳情等をいただきながら、どういった形で財政負担というところをクリアできるのか、どういった形がこの市に合う形として好ましいのかということは、議会の中でも検討されていると思いますし、市も御要望をいただいておりますので、どういう形が適切なのかというところについて、現在様々知恵を絞っているところでございます。

そういう状況下にございますので、そういう内容の資料であることも申し添えて、私からの発言といたします。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 答弁ありがとうございました。

先ほど述べました、資料にありますように、保育料の無償化並びに給食費の無償化につきましては、当然経費がたくさんかかりますし、国や、場合によっては県が今後検討していくことだと思いますので、ぜひ今取り組んであることについても、これからよろしくお願いしたいと思います。

それでは3点目、法律や条例、規則が守られるまちづくりについてお伺いいたします。

1点目が、インクルーシブ教育の現状として、小・中学校の小中別の特別支援学級の数と在籍数、そして、特別支援学校へ通っているうきは市の子供たちの在籍数と高等部卒業後の進路先と課題についてお伺いいたします。

2点目は、1984年、文部科学省初等中等局長通知で、「公立高等学校の入学者選抜について」と、2022年4月27日、文科省通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」が発出されていますが、うきは市の現状と課題についてお伺いいたします。

そして3点目が、うきは市の障がい児・障がい者福祉の現状、認定数と就労先、就労数及び法定雇用事業者数と雇用数・雇用率と課題についてお伺いいたします。

子供たちが健やかに育っていき、いわゆる高校を卒業していきますが、学力保障と併せて、就労保障も大事ではないかなと思っておりますので、その点について、市長並びに教育長の答弁をお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま法律や条例規則が守られるまちづくりについて、大きく3点の御質問をいただきました。

まず、3点目の障がい児・者福祉の現状と課題についてにつきましては、私から答弁を行い、1点目のインクルーシブ教育の現状と課題、2点目の公立高等学校の入学者選抜と特別支援学級

及び通級による指導の適切な運用についての現状と課題に関しては、私の後、教育長から答弁をさせます。

3点目の本市の障がい児・障がい者福祉の現状と課題についての御質問でございます。

本市の障がいのある方の認定数につきましては、手帳の交付状況により、令和7年7月末時点におきまして、身体障害者手帳をお持ちの方が1, 355名、療育手帳を持ちの方が281名、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が213名となっております。

また、就労数及び就労先につきましては、障害福祉サービスの就労系サービスを利用している方が、一定の訓練を経て一般企業に就職された、そのような事例は、令和6年度で3名、過去5年間の平均を見ましても、年間おおよそ3名程度というふうな数値になっております。

就労先としては、技術サービス業、サービス業、小売業などで、業務内容につきましては事務や食品管理、陳列などがございます。

法定雇用事業者数につきましては、うきは市は16事業者となっておりまして、雇用数、雇用率については厚生労働省福岡労働局が所管をしておりますので、本市として詳細な内容については把握をいたしていないところでございます。

課題につきましては、本市の障がい者計画において、障がいのある人の特性に応じた雇用・就労の促進を図ることを目標として計画を作成しております。

福祉的就労のみならず、一般への就労も行える体制を整える必要があるというふうに認識をしております。

しかしながら、障害福祉サービスから一般企業への移行については、令和8年度までの目標である、この計画上の目標である7名というところは、現状の数値の推移からいくとなかなか難しい状況にあるというふうにも認識をしております。

利用者の特性であるとか、ニーズに応じて一般企業で働くことができるよう、実践的な支援の強化でありますとか、関係機関との協力体制の構築などが課題であると考えておりますので、関係部署ともしっかりと協議をしながら、また民間の事業者さんとも検討しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 1点目のインクルーシブ教育の現状と課題についての御質問ですが、インクルーシブ教育とは、1994年、ユネスコの会議で提唱された全ての子供の教育の保障を目指す理念が始まりで、日本では、障がい者制度改革の動きを経て、人間の多様性の尊重などの強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が、教育制度一般から排除されず、初等中等教育の機会が与えられ、

個人に必要な合理的配慮が提供される教育とされております。

議員御質問の小・中学校別特別支援学級数と在籍数及び特別支援学校の在籍数と高等部卒業後の進路先の現状ですが、特別支援学級につきましては、小学校が7校合計で25クラス、110名となっており、中学校が2校合計で7クラス38名となっております。

次に、特別支援学校についてですが、本市に特別支援学校はありませんので、他市の特別支援学校に通学している児童・生徒は9名おります。また、高等部卒業後の進路先については、施設入所が1名、就労移行支援2名、就労継続支援B型2名となっております。

担任の教職員、さらには、特別支援学級支援員を14名配置し、子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うことができるような対応をしておりますが、教員の指導力向上や学校内外の組織的支援体制の機能化、保護者との密な連携、学校間、学校内外での支援体制などが課題として挙げられます。

学校教育は、インクルーシブ教育をはじめとする多様な教育が求められております。多様な特性のある子供たちを区別して、教育するのではなく、通常学級と共に学ぶ教育環境を整備し、誰一人取り残さない教育を実現するため、今後とも教育現場の充実に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の文部科学省が通知している公立高等学校の入学者選抜についてと、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用についての現状と課題についての御質問ですが、まず公立高等学校の入学者選抜につきましては、昭和59年7月に、当時の文部省より通知されており、高等学校入学者選抜が適正かつ公正に実施されるよう通知されたものです。

高等学校における入学者選抜については、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足りる能力、適性等を判定して行われており、本市教育委員会にとって大きな課題はないものと考えております。

今後も中学生の生徒が希望する進路に進めますよう、生徒や保護者に対し、進路指導や相談体制の充実を努めてまいりたいと考えております。

次に、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用につきましては、令和4年4月に通知された障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障がいのある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとされております。

先ほどの繰り返しになりますが、現状は各学校に特別支援学級を設置し、148名の児童・生徒が在籍しており、担任の教職員や支援員が子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行っております。さらには、通級指導教室もかわせみホール内に設置しており、1名の教職員、1名の指導員が10名の児童の支援を行っております。

また、特別支援学級や通級指導教室に在籍する児童・生徒については、個別に教育課程を作成し、特別支援学級の予定に合わせて通常学級の週時数を作成しており、通常学級との交流事業も行っております。

引き続き特別支援学級及び通級指導学級、通常学級において児童・生徒の一人一人の障がいの状態や、特性及び心身の発達段階に応じた教育環境を整備し、誰一人取り残さない教育を実現するため、今後とも教育現場の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） まず最初に、市長のほうに再質問します。

たくさんの取組をされておりまして、障がい者の雇用に取り組んであるということは、商工会やU-BiCを訪問しましてお聞きしました。

ただ一つ、私が答弁書に書いています法定雇用事業者数について16事業者ということですが、その法定雇用率、雇用数については把握ができないということですが、今後、そういう障がい児・障がい者の雇用を促進するために、雇用率、雇用数を把握するお考えはないのでしょうか。

また、答弁の2番目に、令和8年度までの目標である7名の達成が難しいということですが、その原因はどのように分析されているのか、以上2点お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 2点御質問をいただきました、1点目の法定雇用事業者数や雇用率、雇用数等についての御質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、厚生労働省の福岡労働局のほうが所管をしておりまして、様々、数値の把握であるとか分析等を行っているものというふうに認識をしておりますので、そちらから得た情報等を基に様々な取組を行っているといったところでございます。市で独自にというようなことではないというような認識で御理解をいただければというふうに思っておりますし、2点目の質問の障がい者計画の目標値の7名というところが達成できないかもしれないというところの分析についてリンクするところもありますが、この障がい者計画の中でも目標値として人数を定めているということがどういうことかということを広く御理解をいただければと思っております。市として取組ができるることは、先ほど冒頭に申し上げました身体障害者手帳をお持ちの方や、療育手帳等をお持ちの皆様に関してはしっかりと数が分かっているわけでありますし、市内の福祉事業者等に御利用されているような方の人数等も事業者等のヒアリングで分かっているわけでありますので、そういった方の中から、お一人でも多くの方に一般企業に就労していただく、もしくは支援のB型であればA型に、A型であれば就労移行型にというような形でステップアップをしていただける、その支えをするのが基礎自治体である私ども市の役割であるというふうに認識をしておりますので、事業者数や雇用率ということよりも、どちらかというと重きに置くのは、お一人お一人に対してどういったことができ

るのか、そして、ステップアップできる人たちをどう支えていくのかということが肝要だと思っていますので、そのような取組を行っておりますし、数値の概要については労働局等の情報を得ているところでございます。

そうした中で、この達成ができるにくい要因は様々あるというふうに思っております。

経済状況でいえば、今、本当に物価高で、企業を取り巻く環境も大変な状況になっております。そうした中で、なかなか就労に結びつかない、もしくは今、すごい勢いで賃金が上がっておりまます。この賃金上昇に、特にこの地域等にあるような中小事業者等がなかなか追いついていけないというような中で、この雇用というところが全体的に進みにくくなっている中で、障がいをお持ちの方の就労だとか雇用というところにも影を落としているというふうに認識をしておりますし、従前のコロナの影響もまだあるような事業者もあるというふうにも認識をしております。

また、国のルールが一部改正となりまして、いわゆる一般事業者の障がい者の就労の枠組みが、概要的には広がったというふうな認識がある一方で、就労支援をするA型の事業者のところに利用者として入って活動いただくような皆さん的一部が一般企業のほうに障がい者の就労枠として働くことになる一方で、一方の方はそのままということになれば当然、A型の就労施設の人数が減るわけです。人数が減れば運営が厳しくなりますので、A型の事業者が運営が苦しくなってA型の事業所を畳まさるを得なくなる。そしたら、ここで残っていた方々が行き場を失ってしまう、そのような事象が発生している。そういうことも、こういった数値に影響を与えていたりもするのだというふうに認識をしております。

そうした中では、B型の就労支援施設の強化でありますとか、就労移行型の皆さんとの意見交換、また一般企業の今後の就労の在り方についても様々な御意見等をいただきながら、特に商工会の皆様等とも連携を図りながら、また福祉事業所の皆さんともこれまで同様に意見交換を図りながら慎重に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 対して2点だけ再質問させていただきます。

2022年の文科省通知で、いわゆる特別支援学級に在籍している子は、原則として週の授業時数の半分以上を目安として行なうことが明記されていますが、この辺について教育長はいかが考えてあるのか。

それから、高等学校の入試につきまして、高等学校の入学選抜はあくまで設置者及び学校の責任と判断で行われてあることを明確にし、一律に高等学校教育を受けるに足り得る能力適性を有することを前提とする考え方をとらないというふうになっておりますが、このようなことに対する取組をなされているのかどうか、以上2点だけお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 議員の質問の中にもありましたように、文部省の通知には週の半分以上は特別支援学級で学習するように指導をされております。個別に教育課程を作成し、特別支援学級の予定に合わせて通常学級との交流学級の週時数を作成しておりますので、個人ごとに交流、学級での時間は異なりますが、週の半分以上は特別支援学級で学習をしているのが現状でございます。

高校の入学者選抜に関してですけれども、中学校と近隣の高等学校は、学校紹介や体験入学など様々な点で連携や情報共有を行っておりますが、そのような働きかけは現在のところ行っておりません。

○議長（江藤 芳光君） 時間です。

これで竹永茂美議員の質問を終わります。

---

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。再開は11時30分より行います。

休憩します。

午前11時17分休憩

---

午前11時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、9番、岩淵和明議員の発言を許可いたします。9番、岩淵和明議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 9番、岩淵和明と申します。一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、介護保険関係のところで、特に地域支援事業、独自にやっている分がありますので、その辺も含めて、全般についてお尋ねをしたいということが1点目。

それから2点目が、プールの衛生管理の徹底をということで、2点、御質問させていただきたいと思います。

1点目のところですけれども、地域支援事業の充実についてお尋ねをしたいと思います。

介護保険制度は、40歳以上の市民から生涯保険料を徴収する制度であります。特に65歳以上の方からは年金天引きということで保険料が徴収されております。

一方、介護サービスの利用は、40歳から64歳の第2号被保険者は16項目の特定疾患に該当しない限り介護保険の利用ができないというふうな取決めがあります。65歳以上の第1号被保険者にも、様々な壁を乗り越える必要があって、保険があって介護なしと懸念する声があります。うきは市の介護保険制度の利用状況と第9期高齢者保健福祉計画を踏まえ、その課題について質問をさせていただきます。

1点目は、令和6年度の介護認定率は第1号被保険者の比率で16.17%との報告がありました。うきは市は介護予防・日常生活支援総合事業に取り組んでいるため、認定率が低いとされました。認定率の上昇理由は何か、今後の見込みを含め、所見をお尋ねしたいと思います。

2点目は、介護保険法第27条第11項で、要介護認定申請に対する処分は、認定の取決めになりますけれども、原則として、当該申請のあった日から30日以内にしなければならないと規定されております。福岡県介護保険広域連合の判定に係る日数は平均34.4日と公表されております。

うきは市において介護申請から審査結果判定が何日かかっているのか、日数と理由について伺いたいと思います。

3点目、地域支援事業は、1つ、介護予防・日常生活支援総合事業、2つに、包括的支援事業、3つに、任意事業と3つの類型に分かれております。成果表には、その事業内容と執行額が示されておりますが、介護予防を中心に地域や介護事業者、医療機関との連携事業が多く行われております。食事提供サービスの対象拡大や補助、入浴介護利用補助など、在宅介護認定者や家族介護者の個別ニーズ事案に対応した地域支援事業のサービス提供を求めるが、所見をお尋ねしたいと思います。

以上3点、お願いします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま地域支援事業の充実について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の令和6年度の本市の要介護認定率の上昇理由と今後の見込みについての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、本市の令和6年度末時点の介護認定率は16.17%でございます。これは第1号被保険者数に対する、要支援1から要介護5までの第1号認定者数の割合でございまして、前年度末から0.61ポイント増加をいたしております。

本市の介護認定率の推移を見てみると、平成30年度末の16.71%から令和4年度末の15.14%までは減少傾向が続いております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、新規の申請が減少した結果、全国的に同じような状況があつたものと認識をいたしております。

一般的に介護認定率は、後期高齢者の数に大きく影響を受けるところでございます。本市におきましては、65歳以上の高齢者数は既にピークを超えて減少傾向にございますが、75歳以上の後期高齢者の数は増加することが見込まれておりますが、認定率の増加は避けられないものと思われます。

しかしながら、令和6年度末の介護認定率は、福岡県介護保険広域連合全体が18.42%、福岡県全体が19.77%、全国におきましては19.74%でありまして、これらの数値と比較をいたしますと、うきは市の介護認定率は16.17%であり、低い数値となっております。そこには本市の住民主体の集いの場でありますとか、移動支援、こういったものの介護予防・日常生活支援総合事業の取組の成果が一定見られているものではないかというふうに考えているところでございます。

2点目の要介護申請から認定までの日数と理由についての御質問でございます。

社会保障審議会（介護保険部会）における要介護認定等の迅速化に係る議論を踏まえ、厚生労働省は令和7年3月末日付で、令和5年度中に申請のあった要介護認定等について集計の結果を公表いたしております。

認定審査の所要期間平均日数は、福岡県介護保険広域連合は34.4日でございました。福岡県の平均値32.9日に比べて1.5日長くなっています。ただし、全国平均値は40.8日でございまして、福岡県は47都道府県の中において、香川県に次いで2番目に日数が短いという結果になっております。福岡県介護保険広域連合のうきは・大刀洗支部の日数につきましては、今回本部に集計を依頼しました結果、34.1日でございました。これは先ほど申し上げた福岡県介護保険広域連合の平均よりも0.3日短いということが分かったところでございます。

30日を超てしまう要因でございますが、1点目に、申請者の体調不良などにより認定調査の日程調整が遅れるケースが見られます。2点目は、医師の意見書等が必要になるわけでございますが、医師の皆さんも多忙でありますことから、主治医の意見書の提出が遅れるといったところで日数がかかるケースもございます。また3点目といたしまして、認定審査会委員に主治医、医療機関の医師やスタッフが含まれていることから、別の審査会の日程調整が必要になるケースなどもございまして、そういうものが30日を超してしまう要因の一つではないかというふうに考えているところでございます。

3点目に、地域支援事業として、食事提供サービスの対象拡大や補助、入浴介護の利用補助など、個別ニーズに対応したサービスの提供についての御質問でございます。

本市の地域支援事業としての配食サービスは、おおむね65歳以上の独り暮らしの高齢者の方、また、高齢者世帯の方でお買物や調理が難しく、見守りが必要な方を対象として、1食当たり450円を御負担いただいて実施しているところでございます。同居や敷地内、隣に御家族がいらっしゃる場合は対象外となるわけでございますが、サービスの必要な方に対しましては、市が把握している9か所の民間の配食事業者を御紹介しており、対象外となった高齢者の方についても食事が届くように支援を行っているところでございます。

次に、入浴介護でございますが、介護認定者の多くはデイサービス等の通所サービスでお風呂

に入られているのが現状でございます。移動入浴車で自宅を訪問し、ベッドサイドで入浴ができる訪問入浴介護の事業者はお隣の田主丸町に1か所ございますが、令和6年度の利用実績はうきは市内においてはございませんでした。

また、市内の特別養護老人ホームが地域貢献として、1回500円の料金で、デイサービスなどを利用していない寝たきり、また、車椅子などを利用している高齢者を対象として送迎つきの入浴サービスを提供されておりまして、こちらの利用者さんもいらっしゃるものと把握をしているところでございます。

このような現状から、現時点において配食サービスの拡大でありますとか入浴介護の利用補助等について、何かしら拡大等を行うことは考えておりません。しかしながら、個別ニーズに対応したサービスの提供として、本市では家族介護認知症見守り事業でありますとか家族介護交流・リフレッシュ事業などを行い、家族介護者の支援に力を入れているところでございます。介護の担い手不足という現状がある中で、介護を受けている方御本人や御家族のできること、望むこと、困っていることに丁寧に耳を傾け、その声を基に、柔軟で選択肢のあるサービスを提供できるよう、医療、介護、民間事業所、地域住民などと連携しながら、これからもより実効性のある支援体制の構築に取り組んでまいります。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） それでは、再質問を幾つかさせていただきます。

その前に、資料としてお配りしているのが4ページあったかと思います。私のほうで、うきは市の実績報告、成果表のところから拾った数字であります。

今答弁にありましたように、1点目の認定率の上昇について、これは令和5年のところまでしか入れておりませんけれど、令和6年度の実績でこれが上がったということであります。そこで、お考え、所見をお尋ねしたということになります。

それからあと、次の資料として、2ページ目には年間の認定者の推移、過去の2012年からの認定率をデータを作っております、それの一番上の段の一番右側に介護認定率というふうに入れておりますけれども、2024年は数値が抜けていると思いますけれども、17.09%のところから、ずっと上が最近のところになっているということです。

なお、介護認定率については、第1号被保険者に対する比率ということですので、全人口ではないということだけは御理解いただきたいというふうに思っています。それぞれの介護認定期、要支援1から要介護5までのところに数値が入れられております。

それから、下のほうには、2) のところになりますけれども、介護申請件数の推移も見ております。新規申請のところが、2023年度、令和5年度で466件、ちょっと字が細かくて見づらいかと思うんですけども、そういった状況になっております。

このデータは、要はどういうふうに新規の方が増えているか、その状況を把握するために一応自分で作っているデータであります。

それから、3ページ目のところは、実際に予防・介護サービスが実施されておりますけれども、そのメニューに基づいた利用件数を、年度単位の推移を見たものであります。サービス名と、サービス提供事業者については毎年変わってくる可能性があるので、これは固定ではないということだけは御理解いただきたいなというふうに思います。

そういうことで、居宅サービスと予防サービス、それから、地域密着型のサービス、その他のサービス、施設サービスということで、いろいろメニューがあって、字が本当に細かくて申し訳ないんですけど、右に推移をしている数値がどうかというところがあるかと思います。

質問にさせていただいた地域支援事業というのがどれに当たるかといったところもあるかと思いますが、中心になるのは、②の介護予防サービスといったところがどちらかといったら対象になったりする。

皆さんのお手元に昨年配られた介護事業に対する案内、第9期の案内があったと思うので、そこを参考にしながら見ていくば分かるかなと。ちょっと分かりづらいかもしれませんけれども、そういったところです。

それから、最後の4ページになりますけれども、それに係る、介護サービスを受けた方々の給付費ということになりますけれども、それが令和5年、それこそさっき言いました居宅サービス、地域サービス、それから施設サービスと、そのほかも含めですけど、全体で令和5年度で26億円ということですけれども、令和7年度のところは28億円に上がっていましたので、そういった点、さっき言った介護認定率が上昇すると、それだけやっぱり上がってくるのかなというのは正直なところ、心配なところはある。

そういう意味で、添付した資料が細かい数字ばかりで大変恐縮ですけれども、虫眼鏡を使って見てもらえばありがたいなと思っています。

そこはそれで、そういう前提の認識を基にしてこの質問をさせていただいたものです。

それとあと、去年ですね、令和6年3月につくられた第9期の介護保険、改定が3年に1回なので、あっという間に過ぎるんですけど、これをずっと、つくられている中身をやっぱりきちんと読んで、何を目指しているのかというのを少し理解しながら今回質問させていただきました。

ということで、実は質問の目的は、現状が問題だということではなくて、既に厚生労働省は第10期が始まっています。来年には第10期の計画をつくることになるんだと思います。そういう意味では、3年ごとに更新なので大変だと思いますけど、そこに向けて問題意識をお伝えしたいなというのもあって今回質問させていただきました。

前段はそういうことで、大変恐縮です。

再質問に移りたいと思います。

介護認定率のところについては、今言ったように推移グラフを確認してみれば分かるとおりで、答弁にもあったようにコロナの影響も多少あるだろうと思っています。ただ、私の質問の趣旨は、どちらかといったら、このところに書かれている評価のところで、いわゆる総合事業を始めるときに共助と互助のところが非常に強調されたところで、この総合支援事業というのは実を言うと行われてきているんですけど、そういう意味では、評価としてSやAの評価が非常に多かったというふうに思うんですね。ただ、自助や互助のところを非常に強調し過ぎていないかなというのを不安に思っていて、ここの中では少し書かれていますけれども、高齢化が進行する中で、特には85歳を超えた以降の方々が介護に関わる方というのが、比率が急激に高まります。そういった意味も含めて、令和17年、2035年には20%を超えるという予測がされております。

御答弁にあったように、周りの自治体と比べると非常に低く抑えられているというのは、地域の方々の支援、そういった集いとか、サービスというか、緩和したサービスも含めたらですね、そういう取組の強化の影響だろうというふうには、そこはそれで思います。

ただ、さらに状況に応じて介護支援や予防サービス、施策について検討が必要だというふうに思いますので、引き続き、この部分については検証をきちんとしていくということを改めて、次の計画に向けてお願いをしたいというふうに思っています。これはお願いしかないので、答弁は要らないと思いますので、これから計画について、改めてお願いをしたいなというふうに思います。

認定率のところは、高いから問題だという意識は毛頭ありません。ただ、そこをきちんと分析しておいてくれということを一つ言いたいだけです。

2点目になります。

判定にかかる日数について、こっちのほうがちょっと問題かなというふうに正直なところ思っています。そういう意味では、認定者がこれからも増加していく可能性がある。法律では一応30日というふうに、ペナルティーがあるわけじゃないんですけど、ただ、そこは待ってくださいというところで、実を言うと、途中でどういうふうに対応しているのかというのはあるかもしれませんけれど、やっぱりかかり過ぎやなというふうに正直思って、待っているんだよというの結構ちまたでは聞いたりなんかするんですね。

そういう意味では、うちは市の実態は、先ほど福岡県のレベルから比べると、まだそれから下回っているということあります。0.3日短い、34.1日か、ということが分かりましたということはよろしいんですけども、ただ、具体的な件数、どのくらいの件数が30日を超えているのかというのが、30日を超えている件数がどのくらいあるのか、分かっていたらちょっと確認したいと思うんですけど。令和5年でも6年でもいいんですけど。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 保健課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

申請から30日を超えている件数ですけれども、令和5年度が899件で、令和6年度が906件でございます。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） そういうふうに私のほうも伺っています。

それはそれでいいんですけれども、そこで心配になっているのは、介護サービスを受けるために申請を行うわけですけれども、一番最初74項目の調査が行われます。これは具体的には、うきは・大刀洗支部のところの調査員が行って、質問項目——さつき、だから、遅くなっている理由についておっしゃっていたのは、申請者の体調不良などということで認定調査の日程調整が遅れるケースがあるということでした。

たしか全国のところでは、事前の調査のところと、医師の意見書のところ、それから、審査会にかかるまでの3つのパターンで厚生労働省から公表された文書の中には書いてあったんですけども、ただそれでも、30日を超えている。そういう意味では、全国の自治体の中で30日以内にやっているところは非常に少ない、現実はそうだと。

だけど、実際に申請する側にとって非常に不安になるんだろうというふうに思うんですね。そういう意味では、やはり適切に実施することが求められるんだろうなと。これは適切という言い方は失礼、大変恐縮だと思います。

そういう意味では、今後それについての対応を今と同じ対応でしていくのかどうか、その辺のところの所見がなかったので、今後どうするのというような話をお尋ねしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 介護サービス等を利用する場合にはケアプランというものが必要になります。介護認定につきましては、申請日に遡って効力を生じますので、認定が出る前にサービスを受けることが可能となります。その場合には暫定ケアプランというものが必要になりますけれども、暫定ケアプランとは要介護の認定結果が確定する前に介護度を見込んで作成する居宅サービス計画のことをいいますけれども、こういった暫定ケアプランを利用することを一つは考えております。

また、緊急に認定結果が必要な場合については、要介護認定の更新手続が有効期限の2か月前

から申請ができますので、認定結果が出るまでの日数に余裕がございます。ですので、緊急に認定結果が必要な方の場合には、受付申請時にそういった事情を考慮して調整されて、早ければ申請から7日で認定結果を出しているというふうに福岡県介護保険広域連合うきは・大刀洗支部から報告を受けておりますので、こういった様々な対応を行いながら、認定結果が必要なときに必要なサービスを受けられるように今後も対応していきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君）　吉村副市長。

○副市長（吉村 祥一君）　先ほど保健課長のほうから答弁がありましたように、今30日以上時間がかかっているところを、暫定ケアプランはもちろん活用していきたいというふうに考えております。ただ、もちろん原則として30日以内というところは法律でも決められておりましす、暫定ケアプランと本認定が違うというリスクもございますので、認定の迅速化には努力していくかないといけないところでございます。

先ほど議員のほうから御指摘がありましたように、全国でも30日以内に処理ができる市町村は一部ということで、社会保障審議会の中でも市町村の迅速化を進めていくために、迅速化のために取り組んでおられる市町村の好事例の共有等がされております。例えば、認定審査会をオンラインで行うとか、転記の作業をAIとかを使って少なくするとか、そういった事例が研究されておりますので、他の市町村、他の団体の事例のほうをしっかり研究して、迅速化にも努めていきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君）　岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君）　いずれにしても、さつき言いましたように、これから介護申請が増える可能性が、令和6年520件ということもありますので、それまでの486件とは違う、新たな数値になっています。そういう意味では、現場は大変だと思いますけれども、引き続きお願いしたい。

1点だけちょっと確認しますけど、うきは・大刀洗支部の人員を減らして本部に集中しようと、介護認定の業務を県の連合会に集中しようという案がありますけれども、介護調査員のところには影響はないんですね、あの計画は。令和9年から実施するとしていまして、1名減らす予定にたしかなっていたと思うんですけど、突然ですけど、それは分かりますか。

○議長（江藤 芳光君）　権藤市長。

○市長（権藤 英樹君）　今、議員から御指摘いただいた部分について、介護保険広域連合のうきは・大刀洗支部についてでありますけれども、現在、支部のほうで認定調査員が5名いらっしゃり、他の支部の状況から見ても、現状は適した人数だというふうに思っているところでもございます。

一方で、今、議員から御指摘をいただいたように、令和9年度から介護保険広域連合のほうで、いわゆる給付業務の部分になるんですが——の本部集約が開始になるための手続が今進んでいる

状況にございます。

議員から御質問があったのは、この本部集約によるうきは・大刀洗支部の業務への影響ということだと思いますが、現状、うきは・大刀洗支部の現体制が、事務長が1名と総務給付係が2名、あと認定係が3名というような形で6名の体制になっているんですが、令和9年度からは総務給付係の部分が2名から1名に削減をするというような形になろうかと思っておりますので、議員が懸念をされている認定の部分についての人が減るものではないというような理解をしていますので、そういう意味で影響はないと思っていますし、本部に給付業務が集約されることで本部に集約化されることでのメリットだと、あとはやっぱり、本部は専門的な知識を有する方もたくさんいらっしゃいますので、そういう意味でのメリットは大きいにあるものだと考えています。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 分かりました。そこは体制の問題だったので、ちょっと懸念があったので質問させていただきました。

次に、地域支援事業について少しお尋ねをしたいと思います。その前に、ちょっと時間が足りないので、介護保険サービスについて少しお尋ねをしたいと思っています。地域支援事業じゃなくて介護サービスについて。

今、うきは市の総合事業を平成29年から行って、訪問型サービスを提供する際に、訪問介護の件数が若干減少してきています。背景には、介護人材の確保という点と、特に第9期の介護報酬改定の引下げによって、問題があるのではと思って危惧をしているところです。

市民の方に案内された、例の介護ブックの居宅サービスの訪問介護というところについては、あれは料金を書いておりますけれども、料金が実を言うと下がっているんですね。その下がり方は1円とか2円とかそういうレベルではあるんですけども、全体として介護報酬は2%から3%ぐらい下げられております。

先ほどの表の中で申し上げたように、特に訪問介護という——資料の3ページの一番上になりますけれども、その点の数値の移行というのは、これは反映されているのかどうか正確にはつかみ切れなかったんですけど、ただ、いずれにしても、ここの介護事業をしているところが3つというふうに登録上はなっているんですけども、現状どうなのかというのを少しお尋ねしたいと思っています。

地域で暮らすためには、在宅介護というはある意味では非常になくてはならない基盤だというふうに思っているんですけども、縮小が懸念されております。そういう意味では、うきは市において不足や縮小の傾向がないか、今後の見通しについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま在宅介護サービスを中心とした、本市でのそういうサービス

の縮小が懸念されるのではないかという御質問だと認識をしておりますが、議員御指摘のように、先ほど議員からお話があったような緩和した基準でありますとか、そういったことも含めて、あと、本市の人口減少、これは本市のみならず全体での人口減少の中で、こうした介護サービスに関しては、どう扱い手を確保していくかということが課題であるというふうに思っています。特に若い方であるとか、当然シニアの人材もそうですし、あと最近は外国人人材も含めて多様な人材をどういうふうに活用するかということが課題であるというふうに認識をしております。

本市においては、議会にも御承認をいただきながら、外国人介護人材確保と定着支援を図るための外国人介護人材・家賃等の補助金事業を令和5年度から実施して、介護事業者等に活用いただいているところでございます。こういった取組等を含めて、あと、先ほど申し上げたように、緩和した基準での事業ということになると、事業者の財政面も心配されるところです。報酬の改定の動向であるとか、あと、自己負担の見直し等がそういった事業者に運営上大きな影響を与えるというふうに思っております。議員御指摘のように、額も少し大きな額でそういったものが見直されているというところになっておりますので、訪問介護事業者の運営にとっては大きな打撃になっているというふうに認識をしております。

今後、国等のこうした報酬改定等の動向を注視しながらも、先ほど申し上げた本市独自の取組でありますとか、あとは人材の確保について、安定的に訪問介護サービス等が提供できる体制を本市内で整えていくように、様々な施策について検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 現在の3事業所と、不足や縮小についてはどうですか。具体的に何か分かっているところがあれば。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 保健課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 議員御指摘のように、市内の訪問介護事業所は3か所でございますけれども、介護報酬の引下げとか扱い手不足などにより、自宅への訪問介護だけを提供している事業所は現時点で1か所でございます。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ということで、これは大枠を言えば、さっき言いましたけれども、これから、令和17年か、2035年というレベルのところでいうと、ますます人が不足していくというのが、これは実は第9期のときの計画の中でも明らかになっている。ただし、具体的に対応、対策はどうするかということについては、さっき言いましたように、実際は介護報酬を下

げているんですね。何でだろうというのがよく分からないところはあるんですけども、それはそれとして。ただ、ＩＣＴとロボット化ということだけは言っているんですけど、それ以外のところはあんまりないんですね。

今現在検討している第10期に向けて、何を検討しているかといったら、サービスの基盤をつくるための事業者間の連携、それから共同化、大規模化というふうなことがうたわれている。これは実はどこかで聞いたことがありますて、農業の担い手の不足のところでいうと、集積、集約、大規模化、営農組合というふうになっているのと全く同じだなとつくづく感じたんです。それで担い手が増えているかというと、増えていないんです。同じことがやっぱり言えるんだろうと。

そういう意味で、これをどうするかというのは、なかなか市独自で考えるということをせいということは言いませんけれど、ただ、さっき市長の答弁の中にも、介護事業所と介護職員の担い手が不足しているというのは事実だと。その引下げ分への補填とか、あるいは介護事業所への支援金、今、物価高騰対策の中で少し支援金を入れていますけれども、それをやっぱり介護報酬の引下げと、バランスいい感覚で支援するところが全国の自治体の中では幾つかあることはあります。

そういう点も含めて、今すぐやれとは言いませんけれど、第10期を組み立てるときに、国の施策との関係もあるけれど、地元で暮らしを続けようという介護方針があるんですよ。あるんだったら、それに合った内容で施策を実行してほしいというのが、今回一番言いたかったことはそこでございます。ぜひその検討をお願いできないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今幾つか御指摘をいただいた中で、議員がおっしゃられるように、農業問題と合わせて御表現をいただいたんですが、どちらにも共通があると思っておりまして、それは、これだけ人口が減ってきたり、例えば、介護の部分でいえば対象の方が増えてくると、小さな事業者ではできなくなってくると。経営母体がある程度大きくないと運営が厳しくなってくるというところもあると思います。農業問題に関しても、介護の問題に関してもですね。もう淘汰されていってこの地域から事業者が全くいなくなったということになるとサービスが滞ってしまいますので、それを避ける苦肉の策の一つとして、農業にしても介護にしても事業を集積、集約していく、体制として整えられる事業者をこの地域にとどめ置くということが考えの基本になっていると思っていますので、そこについては農業問題にしても、この介護の問題にしても、そういった根底でしっかりと進めないといけないと思っています。これはあくまでも事業者さんが残って持続可能にサービスを提供する母体を残す部分で、議員から御指摘いただいたように、これとはまた別問題で考えなければいけないのが人材確保だと思っております。これも農

業問題と介護問題、両方とも相通するものがあると思います。

物価が上がっていたり、賃金が上がっていたりというような世の中の情勢も踏まえた中で、そして、でき得れば若い労働力をということである中で、今後しっかりと考えていかなければいけないのは、先ほど議員から御指摘をいただいたロボットとかＩＴだとかＩＣＴだとかという活用も当然ですが、もう一つはやっぱり、実際に働いていただく人材の確保ということで、外国人の人材というのをいかにこのうきはに呼び込んできてしっかりと御活躍いただける素地をつくっていくのかということも肝要だというふうに思っています。

現状、今、うきは市内の事業者の中でも多くの事業所の中で外国人の人材の方、タイとか、あとインドネシアの方も今増えてきておりますが、そういった方が御活躍をいただいている。そういった皆さんのがいかに働きやすいか。賃金の問題に関して申し上げれば、首都圏と同じ賃金をこのうきはで払うことはできませんので、お金の話だけをするとどうしても東京や福岡、都市圏に逃げられてしまいます。ですので、このまちにいれば、先ほど令和5年から始めた制度を申し上げましたが、外国人介護人材の方には家賃補助があつたりとか、この地域に住んでいれば得があるようなこと、賃金の、お金の面だけではありませんよというところで何かインセンティブをつけられる、そういったことは市独自でできますし、予算もそこまで大きなものを伴うものではないと考えていますので、そういった付加価値をつけながら、そして、いかがでしょうか、何年か住んでいただいくと、外国の方もかなり田舎から出てこられている方が多いですので、コンクリートに囲まれた都会で暮らすよりも、山や川が近くにあって、自転車でいろんなところに移動ができるようなこの地域のほうが住まいやすいと思っていただけるというふうに確信をしておりますので、そういったところも含めてしっかりと——今までどちらかというと、そういった方が来るのを待っている状態だったと思うんですが、議員の御指摘も含めて、今後はしっかりと町のほうから取りに行くというような姿勢が肝要かと思っておりますので、その辺りについては幾つか今思い浮かぶ考えがございますので、具現化できるようなことがあれば、議員の御意見等も賜りながら政策に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） この質問をさせていただいたのは、介護サービスのことを申し上げ、特に人材の問題を申し上げたのは、全体のベースになることなので、どうしてもそこは避けられない。さっき言ったように、支援事業、こういうメニューを増やせとか言っても、人がいなければそれはできないということだと思うし、そこが一番基盤になっているので、その質問を先に飛び入りでさせてもらいました、申し訳ないですけど。

そこで、最後、地域支援事業の点については、個別のサービスについてはニーズに対応できるように今後検討していくということ——検討していくか、把握していくことになるかと思

いますので、ただ、この計画表の中で言っているように、特に家族介護をされている方の個別のニーズに対応して、食事とか排せつの問題だとかというのが特に書かれておりますので、その辺はぜひ今後また相談、一般質問等で取り上げるかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

特に介護については、生きることを支える事業であるということですので、そういう意味では、足元の市民の方の現状をちゃんと捉えて対策を打つことを改めて要望して、次の質間に移りたいと思います。

次の質問は、プールの衛生管理についてあります。

遊泳用プール衛生基準が厚生労働省より示されております。うきは市が設置し指定管理や運営委託をする施設について、適切に衛生管理を徹底することを求め、以下の点についてお尋ねをしたいと思います。

1つ、プールの管理所管は3部署（学校を含む）ありますけれども、検査結果を確認し、水質基準、施設基準、維持管理基準、利用管理の周知を図って、評価を行うよう改善を求めます。

2つ目には、各施設に対する意見、苦情は記録し集約を行い、施設設備の改善に生かすよう求めたいと思います。

以上2点、お尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいまプールの衛生管理の徹底について、大きく2点の御質問をいたしました。

1点目の、プールの検査結果を確認し、周知を図り、評価を行うよう改善を求めるとの御質問、御意見ございましたが、現在、市が設置する各プールにおいては、厚生労働省の遊泳用プールの衛生基準に基づき水質検査や残留塩素濃度の測定、日常点検や清掃などを行い、適切な維持管理がなされておるものでございます。特にうきはアリーナの温水プールでは、法令で求められている水質検査や残留塩素濃度の測定を適切に行い、厳格な水質管理に努めているところでもございます。

今後、この検査結果につきましては、議員からの御指摘のように、利用者の方々に周知することに努めてまいりたいと思っております。具体例といたしましては、プールの入り口とか、そいういった施設の入り口等に、いついつ検査しましたとか、こういった内容でしたというようなことが表示できればと思っていますが、詳細については今後の検討として、この周知についてはしっかりと努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、吉井百年公園のプールにつきましては、開設期間中は基準に沿って1日3回の塩素濃度の測定を行っており、併せて月1回の水質検査も実施を行い、衛生状態の確認を行っているとこ

ろでございます。

なお、調音の滝の流水プールにつきましては、河川の水を直接引き込む自然型施設であるため、衛生基準の適用対象外となっているところでございます。しかしながら、利用者の安全を確保するために、水質の状況は開催期間中は目視で確認をし、必要に応じて利用制限を行うなどの安全対策に努めているところでございます。

2点目の、各施設に対する意見、苦情を記録し施設整備の改善に生かすようにとの御質問でございましたが、うきはアリーナにおいては、アンケートや日報を通じた意見収集を行い、毎月の定例会で改善に生かしているところでございます。また、吉井百年公園プールや調音の滝のプールにつきましては、業務管理簿による記録でありますとか点検での修繕箇所の把握などを行いまして、利用者の意見も踏まえて施設改善に努めているところでございます。

今後も各施設の特性に応じた衛生管理を徹底し、利用者の声を反映しながら、安全で快適なプールの運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） この質問をした理由は、ある方からアリーナの水質に対する疑問符ということでお尋ねがありまして、電話でのやり取りでしかやっていないんですけど、ただ、すんなり納得いただけなかったというのが実を言うとあります。

それともう一つは、それぞれの部署が管理しているんですけども、ちゃんと管理はしているんですよ。だけど、何でそこの管理が必要かというデータの記録の仕方とか、あるいは点検を十分にやっているかといったら、そうでもない。例えば、学校プールでいうと、基準を外れた部分がやっぱりあるんですよ。見たら外れているよといって、えっというような感じなんです。

それから、アリーナでいえば、検査の記録をちゃんとされて、そして、委託契約、指定管理の契約書の中にも分厚い内容の説明があつて事細かく決められています。それは全て水質管理基準に基づくものであることは確かです。

ただ、それを現場が——現場というか、施設設置者であるうきは市がきちんとそのコミュニケーションを取れているのかどうかといったところが課題かなど。それと情報公開というか、このプールは基準をこういうふうに管理していますということがオープンにされていない。特に夏場の時期のところでいうと、検査記録を見させていただいたたら、あそこは10時からオープンなんですかね。検査記録は9時50分。で、一番大事なのは、ピークのときにどういう実態になっているのかということを知ることが大事だと。そういう意味では、午前1回、午後2回とかという基準が示されているんですけど、そこの徹底が不十分だということだと思います。

それからもう一点、調音の滝公園については、御承知のように、今年、ある球団が優勝するかもしれない、事前に市は飛び込むなという話をしていましたけど、それと似たようなことで、

自然環境というのはいろんな物質が流れている。そういう意味では、検査はするべきだというふうに思います。そこは改善してほしい。自然だから大丈夫だというんじゃない。あそこの調音の滝公園のそうめんは水道管理基準に基づいて検査していますね。でも、プールのところは何も検査をしていないんです。それはいかがなものか。百年公園も実を言うと下からポンプで水を揚げて検査してちゃんとやっているんですね。同じ所管のところで違いがあるのはなぜかというのが正直なところ分からぬ。その点をちょっと苦言を申し上げたいと思います。

ちょっととばらばらと言って申し訳ないんですけど、何かあったら。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 時間もございませんので簡潔に申し述べますが、今回、個別具体的に様々御意見賜りましたので、担当部署とも話をしながら改善できることは、先ほどの周知なども含めて改善をしていきたいと思っておりますし、御懸念をいただいております流水プール、調音の滝については、おっしゃられるように、川の水はどうなのかという御意見もあるのは承知をしておりますが、一方で、きちんと保健所等にも随時相談を申し上げておりますし、保健所の見解として、やはりあそこは水温が十数度で、常にそれよりも上がらないということで、菌の繁殖等とかが見られるような水温じゃないというようなことなど、様々適宜指導を受けておりますので、そういうことは今後もしっかりと継続をしながら、安全に運用できるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） そういう意味では、ふだんのところで塩素濃度の確認だとか追加投入、それから、今朝ちょっと2番議員から、今後のプールの在り方、学校のプールの在り方についてもありました。そういう意味では、管理をどういうふうにしていくかということは、確かに個別事案、学校は学校の衛生基準がちゃんと確認されています。なので、そこをきちんと把握した上で、自治体自身がきちんと条例をつくったり、あるいは管理の担当をつけたりすることも大事だと思いますので、ぜひ強化していただきたいというふうに思って、質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで岩淵和明議員の質問を終わります。

---

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩といたします。午後1時45分から再開をいたします。

午後0時30分休憩

---

午後1時45分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、午後の部を再開いたします。

それでは、6番、佐藤裕宣議員の発言を許可いたします。6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 6番、佐藤裕宣でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問を行います。

大きく4項目、少し欲張り過ぎました。最後の項目まで行きたいので、勝手な言い分ではございますが、答弁は簡潔にお願いをいたします。

それでは、まず1項目め、旧東校跡地についてでございます。

旧東校跡地については、令和6年3月議会においてラグビーチーム、ルリーロ福岡に20年間無償貸与の提案がなされ、我々議会も賛否ありましたが、採決によってこれを認めました。私自身は賛成をいたしました。ルリーロ福岡が示した防災拠点にもなり、また遊具等を兼ね備えた公園も併設するという、仮称ではありますけれども、うきはガーデンパーク構想に期待したからであります。

議決に際しましては、審査に当たった総務産業常任委員会から、うきは市とルリーロ福岡が連携して取り組むことなどの附帯決議も出されました。しかしながら、その実現に向けて、一向に前に進む気配が見られません。それどころか、雑草が目立ち、管理もまともに行ってはいないような気がいたします。賛成をした私としても、いつまであるのような状態が続くのか、そばを通るたびに責任を痛感しているところでございます。当時議員だった市長も賛成されたと記憶いたしております。この件についての市長の見解をお伺いしますという点が1点でございます。

それから、この件に関して、今後責任を持って対応していく部署は、ラグビータウンプロジェクトを所管する生涯学習課という認識でいいのでしょうかということが2点目。

以上、お伺いをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま東校跡地について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目のラグビーチーム、ルリーロ福岡によるうきはガーデンパーク構想の進捗についての御質問でございます。

旧東校跡地の利用につきましては、議員から御説明がありましたとおり、令和6年3月議会におきましてラグビーチーム、ルリーロ福岡への20年間の無償貸与について、3点の附帯決議をいただいた上で御承認をいただいたところでございます。

当時は私も議員をやっておりましたので、佐藤議員からのお話のとおり、私も賛成に票を投じて、この附帯決議をつけた中での承認をしたところでございます。

これまでの市としての取組といたしましては、うきは市とルリーロ福岡において、定期的なミーティング、打合せ等を開催し、その中で協議を行っているところでございます。

具体的な動きといたしましては、令和6年度末になりますが、ルリーロ福岡において、ふるさ

と納税を活用したガバメントクラウドファンディングを実施され、グラウンドに人工芝を敷設するための費用のクラウドファンディングを行い、一部、グラウンドに人工芝を敷設するなど、施設環境の整備に着手しているところでありますが、議員御指摘のとおり、まだグラウンドの一部の整備にとどまっているところでございます。

市といたしましては、ルリーロ福岡によって、主体的な事業の進捗が図られることを基本としつつ、今後もルリーロ福岡に対する支援、また、様々な協議等を行ってまいりたいと考えております。

2点目のラグビーチーム、ルリーロ福岡とのやり取りについての所管についての御質問でございます。通告のほうには、今後責任を持って対応していく部署はというふうにお尋ねになられていますが、先ほども申し上げましたとおり、市としてはルリーロ福岡の主体的な取組でありますうきはガーデンパーク構想や、その他のルリーロ福岡の活動に対して対応していく所管ということでございますので、そういった所管は、令和7年度の機構改革によりまして、ラグビータウンプロジェクト推進係の所管がうきはブランド推進課から生涯学習課に移行しておりますので、ルリーロ福岡への支援、その他交渉等につきましては、今後は生涯学習課ラグビータウンプロジェクト推進係が窓口として取り組んでまいるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） ただいま答弁に人工芝を敷設したという話がございましたが、それも外から見れば、今現在、雑草に覆われていて確認できないという状況でございます。

ルリーロ福岡による主体的な事業の進捗というお話もありました。私は、今回の質問は借りた側、すなわちルリーロ福岡さんことをどうこう言うわけではございません。貸した側の市として、ガーデンパーク構想実現に向けてどのようなお考えを持っているのかということを趣旨とさせていただいております。そこを踏まえて再質問の答弁をお願いします。

無償貸与が決定いたしました令和6年3月議会議事録を読み返しますと、審査された総務産業常任委員会の報告に対して、私は次のような質問をしています。

説明では、市が一緒に何かルリーロ福岡と東校跡地についての開発をやっていくように聞こえましたけど、その点に関しての議論があったのでしょうかに対して、何もかもルリーロ福岡に任せいいものか、うきはガーデンパーク構想の中には公園整備が入っている、といった部分については、市も積極的に関わっていくという意見が出るべきだという意見が出て、それで市も財政計画を立てて、公園整備であるとか、といった部分は協力してやってくれというような意見でまとまったという当時の委員長からの回答がありました。先ほども申しましたように、うきは市とルリーロ福岡が連携して取り組むことと附帯決議にも明記されております。

質疑後の討論では、要約しますが、この問題に関しましては、これまでいろいろと言わせても

らいました。また、市民の皆様からもいかがなものかというお話もたくさんいただきました。全協でルリーロ福岡の代表からガーデンパーク構想を聞いたときに、果たして実現可能なのだろうかということもありましたし、いろいろと考えました。ただ、これをルリーロ福岡だけでやっていくのは無理だということで、市と一緒にやっていくべきだ、この構想を実現していくべきだという総務産業常任委員の方からの意見が出たということで、私もこのガーデンパーク構想をルリーロ福岡と一緒にやって実現していただきたい。しっかりと計画を立てて進めて、計画の進捗状況なども逐次議会に報告をいただきたい。そういうところを条件に賛成といたしますと、賛成の立場から意見を述べました。

当時の私の心境といたしましては、市民の税金を投じて取得したうきは市の貴重な公共の財産である東校跡地を、20年もの間、活動自体は評価するものの、まだ先の見えない一民間団体に無償で貸与していいのだろうかというのが正直な気持ちだったというふうに思います。ルリーロ福岡さんに貸与だけして、行政は関知しないということであれば当然反対するつもりでした。市とルリーロ福岡が連携して構想実現に向けて取り組むということでまとまった総務産業常任委員会の決議に賛成したということでございます。議事録を読み返しながら、改めて自分の中の葛藤、ぎりぎりまで悩んでいたことを思い出します。

私だけではありません。討論では、多数の議員が賛成、反対の立場から意見を述べられました。それぞれに市民の皆さん思いを背負って、うきは市の将来を考えて意見をぶつけ合った、非常に責任の重い議決だったというふうに思っています。

議会の議決と同時に、提案した市側の責任もまた非常に重いというふうに私は思います。そういったことを踏まえて、市としての責務を今後どう果たしていくのか。ガーデンパーク構想の実現に向けて、具体的に市としてのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいまこのガーデンパーク構想について、また議論の経過について様々な佐藤議員の思い等もお聞かせいただいたところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、これを議決する際には、私は議員の皆様と御一緒に議員としての立場で判断をさせていただきましたので、正直申しまして個人的な思いでいきますと、佐藤議員と全く同じ気持ちで今いるところでございます。あくまでも個人的な思いということで御理解を賜ればというふうに思っております。

私が議員時代にこのガーデンパーク構想に求めていたもの、また令和6年3月議会で皆さんと共に討論をした中で話題に上がったことというのは、この12億円ぐらいの資産だったか分かりませんが、ルリーロ福岡さんがルリーロ福岡さんの民間企業としての事業としてこれをやっていくに当たって土地を貸与していただきたいという提案だったと思うのですが、その中で、今佐藤

議員から御指摘があったように、市も様々な協力をしながら一緒にやっていくという中において、ロードマップ的な部分の中で大きく3つに分かれていたというふうに記憶をしています。

まず1点目は、ルリーロ福岡さんが練習をしたり、簡易な試合をしたりできるような芝地を整備する、ここに関してはしっかりとルリーロ福岡さんが自らの力で資金等を獲得しながらやっていく。そこで会社としての企業努力というようなところをしっかりと議会や市民の皆さんにお示しをいただく、そのことで、この貸与の議決についてもしっかりと実のあるものだということの理解を深めるためにも、まずこのファーストステップについては、ルリーロ福岡さんの企業努力をお願いするものだというような議論経過があったというふうに記憶をしております。私もそのような発言をしたというふうな記憶がございます。

その中で、こうしたグラウンドの部分が整備された段階で、次のステップになりますが、例えば、客席をどうしようかというようなことであったり、広い敷地ですので、周囲を、例えば、ガーデンパーク構想の中にありましたような歩けるような公園にしたり、足湯なんかもあったような記憶がありますが、そういうものにしたりというようなところ、そこは先ほど佐藤議員が冒頭に述べられたような公園としての施設でありますとか、市民が広く利用いただけるような施設になってきますので、その第2段階、セカンドステップになった際には、しっかりと市として公園事業として何らか考えていくべきじゃないかというような議論であったと記憶しています。その段階に至れば、1つの公園として事業を何らか進めていく必要性はあると思いますし、その際にはまた議会の皆さんと様々御提案、御意見等をいただければというふうに思っているところでございます。

一方で、先ほど申し上げたように、ファーストステップとしての、まず芝地を整備するといったところは、そういった議論も含めて、3つの附帯決議をつけて議決したところでございます。

あわせて、もうこれは議員も十二分に御承知のことだと思いますが、これまでの予算、決算を見ていただければ御承知のとおり、まずもって、今うきは市としてルリーロ福岡さんに対しての支援の一番大きな核になる部分として、企業版ふるさと納税を本市で受けることによって、企業版ふるさと納税でラグビータウンプロジェクトを支援したいというような企業様からの申出があつて受けたふるさと納税に関しては、ルリーロ福岡さんに活動の資金として使っていただいて報告書をいただいているような状況にあります。

その金額等は、当然決算、予算等で御覧いただければ分かる金額ですが、年々支援する企業等も増えてきている中で、高額な金額になってきているところでございます。

そういったお金をしっかりとルリーロ福岡さんに活用いただけるような支援等を通して、ルリーロさんがまずこのファーストステップをしっかりと踏み出していただけるような支援に関しては、うきは市としてはしっかりと行つてきているところでございます。

そういう中で、ルリーロ福岡さんのこのガーデンパーク構想への取組が遅れているということに関しては、私も大変遺憾に感じておりますし、じくじたる思いでございます。

そういうことも含めて、今回、佐藤議員からもこのような御質問を賜りましたので、改めて、直近でルリーロ福岡の島川代表ほか、経営陣との意見交換をセッティングしておりますので、その辺りで詳細な事業計画や今後の方向性、企業としての在り方、そのようなものについて詳しく説明を求める中で、企業として、今後、このルリーロ福岡が持続可能性が非常によろしくないのではないか、もしくは、企業としての収支決算、様々なところで課題、問題があるのではないかというような疑義が生じた際には、東校跡地の貸与も含めて、再度検討し直す必要があるというふうな認識でおります。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 今ちょっと、少しではございますが、びっくりしているところでございます。

私が今回の質問に至った経緯というのは、やはり市長のおっしゃられるファーストステップ、これがなかなか進んでいかない。果たして、本当に実現可能なものになるのだろうかと。私たちは無償貸与を認めた議会としての責任があります。だから、そこをしっかりとガーデンパーク構想実現に向けて、市側もしっかりと関与をしていくべきだというふうに思いますし、市長が言われる無償貸与を取り消す、そういった事態に私はなってはならないというふうに思っております。

そこで大事になってくるのはファーストステップ、そこも大事かもしれませんけれども、そこにこだわらず、やっぱり協議を進めて、いかに、何といいますか、そういうガーデンパーク構想が進んでいくような方向で進めていただきたいということは申し上げます。

もちろん、校舎の解体等、ここが一番ネックになってくるとは思いますが、市長のおっしゃることも分かります。ルリーロ福岡さんの財務内容を当然検討するべきだと思いますが、私はやっぱり応援していくべきだと。そういう方向を探るべきだというふうに感じておるところでございます。

市長の答弁で、用意していた原稿があれになりましたので、次の再質間に移ります。

まず、そもそもラグビータウンプロジェクトの始まりというのは、ラグビーでまちおこしをということで地方創生の取組の一環であったと認識をいたしております。

うきは市を拠点とするルリーロ福岡の選手の皆さんに、うきは市の企業で働いてもらいながら、企業の人手不足解消にも貢献していただくということで、うきは市商工会とも包括連携協定を結びました。今、どのくらいの選手の方がうきは市で働いておられるのかは知りませんけれども、所管がうきはブランド推進課から生涯学習課に移管したことも含めて、当初の目的から少しずれてきているような印象も持っております。

そこで、市長にお尋ねをいたします。繰り返しになりますが、ラグビーでまちおこしを、これがラグビータウンプロジェクトの立ち上げの原点だったと認識しておりますが、その方針は変わつておられないということによろしいでしょうか。また、変わつていないということであれば、ラグビーでまちおこしをやるんだという意気込みを最後に聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ラグビーでまちおこしをというところについては、高木前市長がそのような御説明をされた中でやられていたことだというふうに思います、首長が変われば方針も変わりますので。そこについて、思いを100%共有しているというような認識ではございません。

ただし、議員時代からルリーロ福岡の活動については大いに共感をし、応援をしていた立場ではございますし、その気持ちと態度は今も変わることろではございません。ですので、リーグワンに上がりましたルリーロ福岡の活動をしっかり支援していきたいという気持ちはありますが、まちづくりの一環としてラグビーがというようなところというのは、今後方向性として様々考えていくべきことではあると思います。

ただ、これまでしっかりとルリーロ福岡でありますとか、究真館高校のラグビー部も非常に強くなつてしまいりましたが、そういった皆さんのがスポーツを通して、このまちに活力であつたり、希望であつたりと、そういうものを生み出していることは間違いないと思っていますので、今後もそういう活動はしっかりと支援をしていきたいと考えておりますが、まちの方針だとか、私の思いというようなところに関しては、今申し上げたところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 正直な答弁であったというふうに思いますが、なかなか発足当時の皆さんの盛り上がり、これを考えると、何か少し寂しいような気もいたすところでございます。確かに公式試合ができる施設が久留米市にしかないために、公式戦は久留米市でしかございませんし、また、久留米でファン感謝祭が行われたというネット記事を見て、あの盛り上がりは何だったんだろうかと。でもそこをやはり原点に立ち返ってルリーロ福岡は、うきは市拠点のチームだと。私はやはりもう一度声を大にして言えるような取組をやっていただきたいというふうに思っております。

何さま20年間の貸与は、私たち議会が議決したことでもございますので、その東校跡地については、ガーデンパーク構想実現に向けて前向きに積極的に取り組んでいただきたいというふうなことを申し上げまして、次の質問に移ります。

2項目めでございます。コミュニティ・スクールについてでございます。

この件につきましては、平成30年12月議会の一般質問以来、2回目の質問になります。

当時の厚生文教常任委員会から、このコミュニティ・スクールに先進的に取り組んでいる長野県松本市へ行政視察を行ったのがきっかけでございました。

子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、学校だけでは十分に対応できない課題が増えています。

そうした中、学校運営に保護者や地域住民が学校運営協議会という組織を通じて関わることで、地域と学校が一体となって子供の成長を支える、地域と共に学校を目指す制度、これがコミュニティ・スクールだというふうに認識をいたしております。

当時の高木市長及び麻生教育長の答弁は、うきは市らしいコミュニティ・スクールの導入について、県の教育センターとも連携して丁寧に検討を続けてまいりますとのことでありました。あれから7年以上が経過します。国においては、努力義務という形でコミュニティ・スクールの導入を進めることができが掲げられており、北筑後管内においても、久留米市をはじめ、ほとんどの自治体で導入が進んでおります。

しかしながら、現時点で導入をしていない自治体は、北筑後管内では本市だけと聞いております。なぜ本市だけが導入に至っていないのかという疑問もありますし、制度を導入しないことによって、子供たちや学校、そして地域にどんな影響があるのかということも見極める必要があるのではないかと思います。

コミュニティ・スクールの導入についてどのような見解を持たれているのか、まず、教育行政の責任者であります教育長にお尋ねをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長、答弁。

○教育長（樋口 則之君） 1つ目のコミュニティ・スクール、学校運営協議会導入についての御質問ですが、コミュニティ・スクールとは、議員の質問の中にもありました、地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下といった社会的課題を解決するため、学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら、子供たちの豊かな成長を支え、地域と共に学校づくりを推進する仕組みで、子供の学習支援や学校支援、地域活動等といった地域学校協働活動を一体的に推進することです。

うきは市におきましては、各自治協議会と学校による様々な取組、小学校を対象としたうきは市寺子屋での学習支援、うきはっ子応援隊派遣による学校支援、その他、市や関係団体と連携した地域行事や体験活動など、既に地域と学校が共同している活動が数多くあります。

また、学校と地域が連携した学校運営に関しては、学校評議員から御意見をいただいております。

現在、コミュニティ・スクールの制度は取っておりませんが、うきは市らしいコミュニティ・スクールについて、現在のよさを継承しながら、今後どのような形のコミュニティ・スクールの

在り方がよいかを検証し、うきは市にとって、さらに学校と地域が連携した学校運営ができるようと考えてまいります。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） ただいま教育長から答弁いただきましたように、コミュニティ・スクールの大きな特徴は、学校と家庭と地域が教育に関する責任を共有し、そして、共に子供を育てることがあります。

地域の人材が学校教育に関わることによって、子供たちは学習面だけではなく、社会性や人間関係を広げる機会を得ることができます。このことは、子供の健全な成長に直結すると同時に、地域そのものの活力にもつながるのではないかというふうに感じておるところでございます。

私ごとで恐縮でございますが、息子の話を少しさせていただきます。

息子は幼い頃から地元の少年野球チームに所属をし、監督さんやコーチ、そして、父兄の皆さんをはじめ、多くの地域の大人に見守られ、育てていただきました。

27歳となった今、大学卒業後に市外で5年間働いておりましたが、転勤の辞令を機にうきは市に帰りたいと、うきは市へのUターンを決意いたしました。

なぜ帰りたいのかと尋ねましたところ、しばらく考えて、小さい頃から少年野球を通じて地域の大人と関わり、たくさんの仲間と出会えたことが自分の原点だと思う。そういったことも一つの要因かもしれない、そんな内容のことを話してくれました。この言葉を聞いて、改めて地域で子供を育てるの大切さを強く実感したところでございます。

まさにコミュニティ・スクールの理念は、この地域と学校が共に子供を育てるという考え方 있습니다。少子化が進む中で、子供たちに豊かな学びと体験を保障するには、地域の力を教育現場に取り込み、協働していくことが欠かせない、そんな時代になったのではないでしょうか。

そこで、教育長に再度お尋ねをいたします。地域人材や保護者の力を教育現場に生かすための具体的な取組については、先ほど寺子屋であるとか、うきはっ子応援隊というところを挙げられましたけれども、学校運営協議会の設置、コミュニティ・スクールの導入については、今現在行われております在り方検討委員会、そういった中ででも議論していくべきじゃないかなというふうに思いますが、そのことについてお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 地域人材や保護者の力を教育現場に生かす具体的な取組についての御質問ですが、繰り返しになりますが、コミュニティ・スクールは地域全体で子供を育む学校づくりを推進するものです。コミュニティ・スクールの重要な活動が地域学校協働活動と言われるもので、幅広い地域住民の参画を得て、地域と学校がパートナーとして共同して行う様々な活動です。

現在、各学校で行っています取組を評価改善し、さらに発展的に考え、幾つかに分類して考えているところでございます。

幾つか例を挙げさせていただきます。

まず1つ目は、郷土の伝統文化、地域産業や環境など、地域の特色を学ぶ学習の支援があります。

具体的には、地域の伝統文化を体験したり、郷土の偉人を学んだり、その魅力を発信したりする体験でございます。

また、伝行事やお祭り、地域のイベントへの参加、ボランティア体験、地域の防災訓練などの参加、また、地域産業への連携づくりとしては、児童・生徒が地域の産業への職場体験をしたり、観光業と関わり、ガイドブックやツアー企画などオリジナル商品の開発など、いつもは外から見ているけれども、何をどのように作っているか分からない工場等の見学もあるかと思います。

もう一点は、学校に対する多様な協力の活動でございます。

具体的には、登下校中の見守り活動、授業中の学習支援や放課後居場所づくりの支援、読書ボランティアや中学校部活動の支援など、これらの活動を行っていくことは、単に学校を支援するだけではなく、学校を核として地域づくりにもつなげられると考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） いろいろと御答弁いただきましたが、ただ、実際に現実に北筑後管内でうきは市だけが未導入というこの状況というのは、地域と学校をつなぐ仕組みづくりという点でも立ち後れていくのではないかと危惧をいたしております。

いろいろと課題もあるかと思いますけれども、コミュニティ・スクールの導入は一気に全校で進める必要はないと考えます。まずはモデル校を1校決め、小さくても実績を積み上げ、その成果を見る化し、市全体へと広げていく、そういった段階的な進め方であれば、うきは市でも実行可能ではないかなというふうに思います。また、この制度の導入に際しては、補助金の交付もあるということは御承知のとおりであるかと思います。

コミュニティ・スクールの導入は、単なる教育施策ではなく、地域づくりの施策でもあるというふうに考えております。学校、家庭、地域が共に支え合うことで、子供たちは誇りを持ってうきはで育ち、やがて次の世代を担う人材として戻ってきてくれる、この循環をつくるためにも早期の導入を提案いたします。

こども食堂を立ち上げ、子供たちと積極的に関わってこられた市長であるならば、私の提案に理解を示していただけると思いますが、これまでの議論を踏まえて、最後に市長のお考えをお聞きして、次の質問に移ります。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今いろいろ佐藤議員からお話しいただいた中、お話しいただいた内容については非常に共感するところでございますし、思いは同じベクトルを向いているというふうに思っています。

確かに、委員が御指摘のように北筑後教育事務所の管内でコミュニティ・スクールの制度を設けていないというのは本市だけになっているのかもしれません、先ほど教育長が答弁したとおり、いかがでしょうか。自治協さんを中心に様々なステークホルダーの皆さん、先ほど佐藤議員がおっしゃられた野球や、あとサッカーもありますね。いろんな地域のそういうスポーツクラブの監督やコーチの皆さん、いろんな形でお世話を焼いていただくような皆さんによってしっかりと、このコミュニティ・スクールという枠組みにとらわれなくても、うきは市の中では脈々と先人たちが築いてきた、今で言うコミュニティ・スクールという枠組みがあるというふうに認識をしておりますし、先ほど佐藤議員のお話にもあった息子さんのような聰明で、そして地域愛、郷土愛にあふれるお子さんがこのうきはにまた戻ってきていただけるような素地にもつながっているものだというふうに認識をいたしております。

ですので、ルール自体を作れと言われれば、正直、今の枠組みにいろんなものを当てはめればルールだけはできると思います。そうすれば、他の自治体と同じようにコミュニティ・スクール制度をつくりましたよということはできると思うんですが、議員が今日御指摘いただいた内容、まさにおっしゃるとおりなんですが、一番大事なのは中身だと思っています。ですので、中身は十分にこの地域に裨益するすばらしい中身があるわけでありますので、制度として何かつくるということであれば、今の現状の中身に即した形で制度を構築していくことはやぶさかではないと思っていますし、議員が御指摘をいただいた、浮羽地区の学校が再編されるというところになれば、今核となっていた自治協議会をまたぐわけですので、そういったときにはこのコミュニティ・スクールの制度というのがすごく力を發揮するもんだと思っていますので、そういったところではしっかりと検討していきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 大体市長のお考えは分かりました。

最後に申されましたように、やはり今、学校再編ということで協議がまさに進んでいるんですから、そういったところでも協議を、すぐ作れというわけじゃないんですけども、研究を重ねるといった意味で、私はそういった俎上にのせるべきではないかなというふうに感じておりましたので、提案をいたしたところでございます。

それから、補助金を当てにするということでもないですけれども、この取組をやれば、そういった補助金制度というのもありますので、ということで提案をさせていただいたところでござ

います。

次の質問に入ります。3項目めでございます。浮羽究真館高校支援についての質問でござります。

浮羽究真館高校の生徒さんとはここ数年、先ほどもお話しありましたけれども、議会として毎年意見交換会を行っておるところでございます。こういうまちにしてほしいなど、若者の意見は新鮮で参考になる部分も大いにございます。また、生徒さんによる議会傍聴など、お互い交流があり、この関係は今後も大事にしていきたいというふうに思っております。

そんな市内唯一の公立高校である浮羽究真館高校の今年度入学者数は、募集定員160名に対して112名と大きく定員を割りました。昨年も大体同じ水準だと聞いております。

私の息子が受験した約10年前は、募集定員が200名で定員に達しておりましたので、約10年で約90名入学者数が減少したということにもなります。

来年度からは、私立高校の授業料が45万7,000円までは無償化の対象となり、所得制限も撤廃されることにより、今後ますます公立高校である浮羽究真館高校の受験者数は減少するのではないかと危惧をいたしております。

もしかしたら、将来、統合によりなくなってしまうかもしれない。「高校もないまちに人が集まるわけがない。」島根県に先進地視察に行ったときの担当者の言葉が耳に残っております。市内唯一の高校を守り育てるることの重要性について、市長の見解を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま浮羽究真館高校支援について御質問をいただきました。市内唯一の高校を守り育てる重要性についての御質問でございますが、福岡県立浮羽究真館高等学校につきましては、人口減少等により定員割れの状態が続いており、令和元年度に定員が200名から160名に引き下げられましたが、その後も定員割れが続いており、厳しい状況にあるものと承知をいたしております。

加えて、議員御指摘のとおり、国の制度が拡充され、私立高校で世帯年収の所得制限が撤廃され、授業料が無償となる対象世帯が拡大することから、経済的な理由で私立高校を諦めていた家庭の選択肢が広がり、公立高校への志願者が減少する可能性が指摘されているところでもございます。

うきは市では、市内唯一の高校を支援するため、これまで下宿等費用支援補助金でありますとか、究真塾の取組のほか、生徒が社会人として実践経験を積むうきはもりあげ隊活動、通称うき活事業、また、昨年度等は文化祭支援などにも取り組んできたところでございます。

令和8年度からは、高校生の定期券代の補助を実施する予定としており、このたびの9月議会におきましても、これに伴う関連事業費を一般会計の補正予算として計上しているところでござ

います。

この事業では、浮羽究真館高校の魅力向上、また、生徒をしっかりと増やしていく、そのようなことに資する取組といたしまして、市内から浮羽究真館高校に通学する生徒に対しての通学費を全額補助するとともに、市外から浮羽究真館高校に通学する生徒に対しても、通学費の30%を補助することとしております。

あわせて、入学から卒業までこの通学費補助を受けなかった究真館高校生のうち、市内から通学する生徒に対しましては、卒業応援金として卒業時に15万円をお渡しする予定にもしているところでございます。

今後も、うきは市唯一の高校である浮羽究真館高校への支援や、同校の生徒に裨益する取組を実行してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） ただいまの答弁の中で、通学費補助事業の説明がございました。

また、そのためのリーフレット作成の予算も今回の補正で計上されておることは、市長のただいまの御説明のとおりでございます。

今まで何度も高木前市長には、一部の生徒だけではなく、全校生徒が恩恵を受けるような支援の在り方を提言してまいりましたが、なかなかかないませんでした。

しかしながら、権藤市長に替わられて、こういった施策を施されることに対して、市内唯一の高校を守り育てるという姿勢が伝わり、その点は大いに評価をさせていただきたいというふうに思っております。ただ、この施策については、少々思うところもございますので、後で述べさせていただきます。

ところで、市長は今年3月の予算特別委員会、総括質疑の中で、私のこの件に関する質問に対して、市全体で応援するような体制づくりが大切だと思う、そんな答弁をされたように記憶しております。私は、我が意を得たりといいますか、的を射た答弁だったというふうに思っております。

そこで質問ですが、市長が言われた市全体で応援するような体制づくりについて、何か具体的な案があればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今回、9月補正で上げております事業について、議員からお言葉をいただきました。非常にありがたく思っているところでございます。

その中で、今御質問がございました市全体でこの浮羽究真館高校支援を盛り上げていきたいというような思いについてでございますが、今この場において個別具体的に何か申し上げるところは用意がない状態でございます。ただ気持ちは、今議員が御指摘をいただいたとおり、同じ気持

ちだと思っています。

これは、うきは市が行政として旗振り役になることが必ずマストではないと思っておりまして、これは3月の前回の総括質疑等でも申し上げたかと思いますが、どなたでも旗振り役にはなれる。特に市民の皆様から負託を得て議員となられた議会の皆様を中心としてでも十二分にでき得ること、そして、私は残念ながら浮羽究真館高校の卒業生ではないのですが、この卒業生の皆様を中心として、そういう動きを強めることのほうが一丸性が増すというようなこともあるかと思いますので、どういった形が最適なのかということはしっかり検討しながら、また、この件に関しては佐藤議員が非常に熱心に取組になられていますので、議員にも様々御相談を申し上げながら、最適な形でこの浮羽究真館高校をそういった市全体でサポートするような流れをつくっていきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 少子化が進む中、多くの中学生に受験してもらうためには、現状では足りないところを補う市の支援も必要かと思いますが、結局のところ、浮羽究真館高校が他の高校よりも魅力的である高校であることが大事なのは言うまでもございません。

令和5年10月、市長も議員時代に所属されていた当時の厚生文教常任委員会から宮崎県えびの市に高校支援に関する閉会中調査に伺いました。

えびの市には飯野高校という市内唯一の公立高校がございます。同年12月本会議での閉会中調査報告所見の中で私は、高校支援策については調査結果のところでも触れたが、飯野高校の教職員だった方が県との人事交流でその職を担っている。それによって高校側のニーズに応える支援策が実現できていると感じた。また、市と高校とでそれぞれ1名ずつキャリア教育のコーディネーターを設置することによって、業務のチーム化を進め、市全体で飯野高校を応援していくこうという雰囲気が醸成されていた。市長を会長とした飯野高等学校を守り育てる会も存在すると述べさせていただいております。

私がここで提案したいのは、こういった取組を参考にしながら、市長が会長になる必要はありません。究真館高校を守り育てる会なるものが発足できないものかということでございます。

先ほど市長のお言葉にもありましたように、究真館高校は幸い同窓会組織もしっかりとおり、また毎年活動も行っています。また、現会長は市長と以前から懇意にしておられる方だと認識をいたしておりますし、また、学校同窓会やPTA、学校の評議員の皆さん、できれば市内の中学校の校長先生など、究真館高校を取り巻く様々な方に入っていただいた中で、どうしたら究真館高校が中学生から選ばれるような魅力的な高校になれるのか、そういうところを話し合う協議の場を立ち上げられないものかというふうに思っておるところでございます。

先ほどの通学補助の件に話は戻りますけれども、高校に予算をつけるとするなら、私はなおさ

らだというふうに思っております。こういった予算措置は、そういった協議の場で議論をし、上がってきた意見を基に行われるべきものではないかなというふうに思いますし、予算額も3,000万円を超えるといいます。まだ提案はされておりませんが、しっかりととした土台の基に慎重に手順を踏んで進めなければ効果がない、すなわち定員割れが続くということになると、税金の無駄遣いという批判にもつながりかねないというふうに思っております。

せっかくの市長の思いが無駄にならないためにも、市及び関係者全体と連携した、本腰を入れた高校支援の取組が必要だと思いますが、もう一度市長の見解を伺って、次の質問に入ります。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 組織づくりから今回御提案申し上げている制度についてまで、様々な御意見を賜りました。御意見についてはしっかりと参考にさせていただきたいというふうに思っております。

組織についてはもう議員が述べられたとおりで、どのような形でも結構ですので、心ある方々がしっかりと組織をつくられるのが肝要だというふうに思っております。

制度につきましては、今そういった協議会の下に慎重に論議すべきではないかという御意見も賜りました。それも一つあると思います。しかし、これまでの間、特に佐藤議員をはじめとする議会の皆様からどうにか究真館高校を市内唯一の高校として残せないか、そして、その生徒数を増やすような取組を、県立高校でありながらも市の取組として何かできないかという御質問をたくさんいただきましたし、同じ厚生文教常任委員会の委員として、そういう御意見は議員各位から様々いただきました。

今御指摘があったように、前市長に対してもそのような要望を多々やってきた中でも、一向に市の予算を伴うような具体的な取組がなかった、そのような中で、今回、私の責任の下にしっかりととかじを取らせていただいたというのが今回の施策でございます。当然、施策ですので、全てが成功するか、失敗するか、分かりません。これが議員が御指摘になられるように何年かやってみたけれども、なかなかうまく効果が進まないということであれば、私の不徳の致すところでありますし、そういったときには速やかにこの事業について見直し等を考えることが、私が取り得る責任の取り方だというふうに思っております。

しかしながら、やっぱりこういう一歩を踏み出すときが一番大事なときだと思っております。具体的に何かに取り組むという強い意思の下に、そして、議員の皆様からの御指示の下にこういった取組をしっかりと進めていくことが、今を高校で過ごす高校生たちに裨益することになりますし、一人でも多くの中学生を、一生懸命頑張っておられる生徒の皆さんに対する手の差し伸べ方だというふうに思っていますので、また、お父様、お母様方への手の差し伸べ方、ひいてはこの地域、議員が強くおっしゃられているこの市内唯一の浮羽究真館高校を支える手だてだと思つ

ておりますので、この部分については、議員の皆様の御意見もしっかりといただきながら制度設計に努めてまいりたいと思っておりますし、こういった取組は県内でも前例がないというふうに県の教育長からも伺っておりまして、県の寺崎教育長からも、すごい取組なので、ぜひ議会の皆様の御理解等も得ながら、しっかりととした制度設計で、モデルになるような制度をつくっていただきたいというようなお言葉もいただいておりますので、そういったものもしっかりと腹の根底に据えながら、制度設計に努めてまいりたいと思っております。

議員各位皆様の御理解、御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 最後の項目、成り手不足についてでございます。

市内の各行政区や地域団体において、高齢者や障がい者を支える福祉委員、防災を担う消防団員、行政区のお世話をする区長さん等々、役員やボランティアの担い手不足が深刻化しております。少子高齢化や人口減少により、役員の成り手が見つからず、同じ方が長年続けざるを得ない状況、または高齢者の方が無理をして務めている現状も耳にしております。

このような課題に対して、市としてどのように認識をし、対策を考えておられるか伺います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま各種ボランティア及び各行政区の役員、消防団員の成り手不足について御質問をいただきました。

議員御指摘のとおり、配食サービスでありますとか、手話通訳、地域での生活支援など、様々な場面でボランティア活動が行われておりますが、成り手不足が大きな課題になってきている現状にございます。また、各行政区の役員の選出や消防団員についても同様の課題となっているよう認識しております。

いずれの役職も、市民の皆さんのが安全・安心な生活を営む上で欠かせない存在であります。また、市としても、今後地域コミュニティーを維持していく上で、この問題については大きな問題であると捉えております。

成り手不足の要因としましては、携わっている方の高齢化、また定年の延長等により退職される方が減っていることなどが要因として考えられます。

今後も成り手不足は深刻化していくと思われる中で、具体的な対策としては、行政区をまたいだ人材の確保でありますとか、役職等の任期の見直しなどが考えられます。役職が多岐にわたるため、関係部局と一緒に自治協議会などを交えながら、役職ごとの対策を考えていきたいと思っております。

また、次の世代の方々の認識を変えていくことも必要であると考えております。地域での活動や各種ボランティア活動への参加に対し、やりがいや地域への貢献といった前向きなイメージを

持っていただけるように、いかに情報発信していくのかを今後検討してまいりたいと考えております。

現在行っております広報はもちろん、若者でも情報を得やすいＳＮＳ等を利用し、積極的に情報発信を行い、各種活動の広報や啓発を行ってまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 市長答弁にもありましたように、まずはやはり現状をしっかりと把握することが大事でございまして、また、市としての実態調査、それから課題を整理すべきだというふうに思います。そういった実態調査であるとか、課題の整理、このところについてはできておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（高山 靖生君） 市民協働推進課、高山でございます。

課題の現状把握であったり、課題の整理ができているのかという御質問でございますけれども、先ほど市長の答弁にもありましたように、地域の役員であったり、ボランティアに限らずでございますけれども、現在も人不足、成り手不足、こういったところは、もう全体的な課題だと認識しております。

実際に、役職の内容であったり、今、確かに各行政区で1名出すには人数が足りないとか、そういうところの課題もございますので、そういったところの広域で役員を出していただくとか、先ほど答弁にもありましたとおり任期の問題であったり、そういったところが課題だと思っておりますので、そういったところは整理しながら、いろいろ方策を考えていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 今答弁にありました行政区同士の連携とか広域化、これを市が推奨し、役員の共同化、そういったことを進める、これは早急にやっていかなければ、今ままの制度では、制度そのものが破綻するのではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

時間もございませんので、まとめに入ります。

最後になりますが、私が今回、問題提起をさせていただいた4項目、これは全てが大変難しい案件で、対策を講じたからといってすぐに効果を表したり、解決するものではなくて、長いスパンで考えていかなければならないということは十分承知をいたしております。

ですが、だからといっておざなりにしたり、先送りにしていいということではございません。

難しいけれども、大事なこれらの課題に正面から取り組んでこそ、市の発展があるのではないかということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） これで6番、佐藤裕宣議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。再開は午後3時から行います。休憩に入ります。

午後2時45分休憩

午後3時00分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、本日最後になります、7番、野鶴修議員の発言を許可いたします。7番、野鶴修議員。

○議員（7番 野鶴 修君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書にのつとり質問いたします。

先ほど言われましたように、本日最後の質問者となっております。大変お疲れのこととは思いますけど、最後までお付き合いいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

今回、私は大きく2つの質問を行います。これはいずれも高木市長時代に私から質問を行ってきた内容でありますて、権藤市長に代わられてから、まだ一度も市長の考え方を聞いていませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず1つ目は、筑後川温泉の活性化対策についてであります。

御承知のように、筑後川温泉は、国民保養温泉地の名のとおり、良質な泉質の温泉が湧き出る温泉地として、うきは市の誇る貴重な財産であると私は思っております。この温泉街の活性化について、権藤市長として何か新たなる活性化対策を持っているのか、持っていればその内容について市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に2点目ですけど、筑後川温泉の南側の大石放水路区域は、御承知のとおり、大石かわまちづくりのモデル地区としていろいろな取組が行われていますが、今後この地区の計画や整備はどうなっていくのか。

以前にも、私は一般質問で、この大石放水路にスケボーパークの整備やオートキャンプ場の整備などを提案してきました。そのことを含めまして、このかわまちづくり事業計画を筑後川温泉地域の活性化にどう結びつけてつけていくのか、市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま筑後川温泉の活性化対策について、大きく2点の御質問をいた

だきました。

1点目の、新たなる活性化対策についての御質問でございますが、議員から御説明がありましたとおり、筑後川温泉は吉井温泉と並んで福岡県内で唯一、国民保養温泉地に指定をされており、まろやかな肌触りの泉質にも定評がございまして、市の貴重な財産であるとの認識は議員と相互通ずるものがございます。

この地域の活性化につきましては、毎月の温泉組合の定例会に市からも担当者が参加をし、また、私自身も組合の総会など、折に触れて組合員の皆様と意見交換させていただいており、筑後川温泉の旅館にお客様が宿泊していただくことこそが一番の活性化につながる策であるというふうに考えております。

具体策といたしまして1点目には、現在、国や県の補助金など、こうしたものを活用してそれぞれの旅館施設のリニューアルの促進を呼びかけているところでございます。現在はインバウンドのお客様をはじめとして、様々なお客様がお泊まりになられますので、そういったニーズに対応するようなリニューアルの促進を呼びかけているところでございます。

また2点目といたしましては、県に対しまして平日宿泊助成事業の継続をお願いする働きかけを行っております。

3点目が、市や、うきは観光みらいづくり公社のホームページやSNSを活用した情報発信に努めています。特に、公社が運営しております観光サイトは非常に最近アクセス数も増えてきており、外国からの方のアクセス数も増えてきてございます。こういったところをしっかりと捉えながら情報発信に努めているところでもございます。

4点目につきましては、今後の取組に考えておりますが、団体客の送客支援が一つ肝要かなというふうに思っているところでございます。団体客の送客につきましては、学生や高齢者、スポーツ合宿で温泉旅館に宿泊いただけるよう、旅行会社などへのセールス強化を実施していくたいというふうに考えております。また近年は、先ほど申し上げましたように、韓国や台湾などからのインバウンドの観光客も増えておりますことから、海外へ目を向ける必要もあるのではないかというふうに考えております。

これまでの観光施策は、情報を通じて来ていただいた方を受動的に受け入れるような体制が主でございました。この温泉の活性化につきましては、こちらから打って出るような対策が今後必要だというふうな認識であります。そういう意識も含めて、本年10月には福岡県の観光連盟が主催をする韓国の旅行会社向けの商談会が韓国ほうで開催をされますので、私もトップセールスとして参加をして、多くの韓国の旅行会社の皆様に、うきは市への送客をお願いし、ツアーの造成等に力を入れていきたいと考えております。

また、この取組と並行して、うきは市内の観光周遊ルートの造成の検討でありますとか、先ほ

ど申し上げましたSNS、また、インフルエンサーなどを活用した情報発信の検討など、今後も温泉組合の取組を支援しながら、市として活性化策に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の、筑後川温泉南側の大石分水路区域で実施されている大石かわまちづくりの今後の計画と筑後川温泉地域の活性化についての御質問でございます。

大石かわまちづくりは、ハード整備につきましては本年3月をもちまして無事に完了したところでございます。具体的な整備としましては、筑後川温泉の旅館へ通じる道路整備、大石分水路内の管理用通路、寿橋下の護床工の整備、そして、筑後川沿いに管理用通路が整備されましたことに伴いまして、温泉街の周りをぐるりと周遊できる道路が形成をされましたので、これまで治水のための管理道路だった場所が身近な散歩コースや憩いの場として生まれ変わったものと認識をしているところでございます。

今後につきましては、整備された場所を大石かわまちづくり協議会を中心に、アウトドア体験やマルシェなど、河川と相性がよい企画に活用していく予定しております。今年度のイベントといたしましては、来る9月28日曜日に、カヌーや、水上スポーツでありますSUP、スタンダップパドルボード、サーフィンの一部のような、一種のようなものでございますが、このような水辺のアクティビティーに加えて、お子様も楽しんでもらえるような魚のつかみ取りなどを予定しているところでございます。また、1月には恒例となっております大石堰駅伝競走大会、また、親子たこ揚げ大会と連携したイベントなども企画をしているところでございます。

筑後川と大石分水路の広大な空間を活用し、活動を希望する団体の募集も併せて行っているところでございます。利用可能な場所は、素戔鳴神社近くの高水敷から大石分水路内の高水敷、そして、温泉旅館先端の河川堤防、そして、古川水辺公園付近の河川内の4か所でございます。多くの方々に利用していただくことで、さらに魅力的な空間になればと考えているところでございます。

また、かわまちづくりの計画を筑後川温泉地域の活性化にどう結びつけていくのかという御質問についてでございますが、これまでのかわまちづくりで行ってきた事業は、どちらかというと地域が主体となり、地域づくりとして取り組まれておりましたため、筑後川温泉の活性化を主目的とするような事業には直接結びついていない状況にあるという認識をしております。

大石かわまちづくりのビジョンである、雄大な筑後川と温泉地を活用し、世代、地域を超えてにぎわうまちづくりを目指すという目的を達成するために、ハード整備が完了し、利便性の高まったこのエリアが筑後川温泉の旅館の来訪者にとってもさらに魅力的な場所となるよう、筑後川温泉組合と共に連携しながら今後の取組について研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） ただいま市長から回答いただきました。

活性化対策として、今、市長のほうから言わされた内容については、当然お客様が宿泊しに来ていただくということが一番の活性化、これはまさしくそのとおりだと思っておりますが、どうもそういった観光者を集めることで、特にインバウンド、そういったところにも力を入れていくというふうな形で、温泉街、直接的に温泉内の施設の整備であるとか、そこの地域の整備であるということには全く触れられていなかったかなというふうに感じております。

私が今回、この温泉地域の活性化について質問した一つの理由といたしまして、以前は、コロナ禍である令和2年9月になりますけど、うきは宿泊・日帰り旅行助成、そういったコロナの支援金等でそういったこともやっておりますし、さらに、その同じ令和2年12月議会では、筑後川温泉温泉街道整備工事ということで、温泉街の道路のカラー舗装工事を行ったという記憶があります。特に、このカラー舗装工事につきましては、このことで筑後川温泉街の活性化につながるのかという意見がいろいろ出され、総務産業常任委員会では現地調査まで行って審議したという経緯があったように記憶しております。この工事に関しては、たしか6,000万円ほど予算をかけてやったと思っております。

ただ、私が思ったのは、こうした支援策も単年度に終わって、やはり温泉地区全体の活性化につながっていないと。この前、温泉地区の旅館を経営している若い社長たちと話しましたけど、やっぱり最近またお客様も減ってきていると、決して増えてはきていないというふうな状況の話がありました。道路等はよくなりましたが、これが大きく活性化に効果があったのかというと、やっぱり疑問を感じております。もっと人が筑後川温泉に遊びに行きたくなるような、訪れたくなるような支援策が必要じゃないかなと。先ほどの市長の回答の中にもありましたように、やっぱり来て魅力的な温泉街であったなということを感じてもらう。当然、それ前に呼び込むことも非常に大事かと思いますけど、やっぱり来て、また来たいなというふうに思ってもらう、そういういった支援策をできたらやってもらいたい。

今回、私はそういう意味で4つほど提案をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず1点目といたしまして、市長が知っているかどうかは分かんないんですけど、夕日の見える公園ということで、はっきりした名称は覚えていませんけど、桑之屋の西側、元ちかぜがあつた場所ですけど、そこを整備して、夕日の見える公園という名称にしていたと思うんですけど、現在ここは誰も立ち寄っていない、誰も来ていない、夕日を見に来る人もいないと、こういった状況になってあるわけです。

実際行ってもらえば分かると思いますけど、筑後川のほうに向かって本当きれいな夕日、特に今から秋を迎えますけど、夕日が非常にきれいな場所でもあります。筑後川の流れる水辺の感じと夕日とが非常にマッチしたコントラストと言うんですかね、そういったものも期待できる場所

であります。ただ現在は、下のほうが広場になっているわけですけど、もうそこは草ぼうぼうで、カンネカズラがいっぱい生えております。だから、全く人が立ち寄られるというような状況にもなっておりません。

先ほど市長の話の中で、温泉街を周遊できる遊歩道というか、それが整備されたと言いました。この夕日の見える公園のところもその遊歩道が通っているわけですけど、その中はもう草ぼうぼうになっているので、やっぱりなかなか——。ましてや、そこには看板もありません、ベンチもありません、そこまで行く道案内もありません。だから、せっかくそういうふうにしているのに、何か整備が中途半端な状態になっていると。これは旅館組合の人たちも言っておりました。だから、せっかく夕日の見える公園というふうな形で整備をしてもらっているのに、何か中途半端な形でこういった状態になっておると。

こここの整備内容につきましては、多分、国の河川局、要するに筑後川河川事務所のほうだと思うんですけど、そこと、地元旅館の人と、それに市も入ったところで協議して、きちんとした目的、活用方法、どういうふうな形を今後していきたいか、そういうことを十分協議しながら、あと最後の整備を——一応ハード整備は終わったというふうに今言われましたけど、もう少しそこを何とか——国のほうでできないなら市のほうでも、きちんとした活用目的に応じたような整備をぜひ行ってもらいたいというふうに思っております。

今年ですかね、浴衣着ということで、筑後川温泉のほうで、浴衣を着用すれば筑後川温泉のどこでもお風呂に入れますよと、こういった取組もしております。話しておりましたけど、本当はこの浴衣を着て、この夕日の見える公園を歩いて散策してもらうとか、そういう取組をぜひしてもらいたいというふうなことを要望しております。

この辺について、まず1点目、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま4つ御提案がある中の一つであります、夕日の見える公園についていろいろ御提案をいただいたところでございます。

草がぼうぼうで、広場がうまく使えていない状況ということについては、また担当課とも話をしながら適宜対応していきたいというふうに思っておりますが、議員も御承知のとおり、ここは市が管理をする市の公園ではございませんので、そういったところの観点からも責任の所在が明確になっていないのではないかという懸念を、今、議員の御指摘から持っているところでございます。

そういう部分、いわゆる管理の部分につきましては、今後この整備された公園をどこがどういった形で管理していくのかというのは、整備をいただいた筑後川河川事務所、いわゆる国交省であるとか、あとは、当然そこの場に立地をしている温泉組合の皆様、そういうステークホ

ルダーの皆様と協議をしながら対応については考えてまいりたいというふうに思っております。

活用の在り方でありますとか目的についても言及をいただいたわけでございますが、ハードとして整備をされたものをどう生かしていくのかというところに関しては、市も当然、何らか考えがあれば、うきはブランド推進課等を中心にやっていくこともやぶさかではないと思っておりますし、今、観光DMOとして、うきは観光みらいづくり公社がありますので、公社のほうで御活用を検討していただくのもやぶさかではないと思っております。

そういう中で一番肝要なのは、せっかく6つの温泉旅館で温泉組合を組織していただいているわけでございますので、この温泉組合の皆様の中で、こういった活用ができるのかという御提案をいただきたりだとか、実際に浴衣のイベントのような形で、温泉組合でイベントをやっていただく中で御活用いただくというようなことが一番好ましい状況だというふうに思っています。

浴衣の取組は、今、議員から御説明をいただくまで実はあまり私も詳細を知らなかつたわけでございます。だから逆に言うと、こういったところじゃないでしょうか。私は、御承知のとおり、様々なSNSや情報発信、ホームページ、いろんなインターネット媒体等、また、紙媒体は新聞等も常に目を通しているところでございますが、その情報を取りに行っている側の私から見ても、情報がうまく収集できていないというところには、情報発信の在り方について少し考えなきやいけないところがあるというふうに思っていますし、あともう一点、せっかくそのような、浴衣を着て温泉に入つていただいたら温泉めぐりができるなんていう、すばらしい企画をやつていただいているわけですから、こういったことを利用していただくインバウンドの方とか、浴衣を着てそぞろ歩きしてくれるような若い皆さんに対して、あそこでちょっと写真を撮つたらもうワンプレゼントしますよみたいなことで、撮つていただいてSNSで拡散していただくというような取組に結びつけるだけでも、かなり効果が期待できるんではないかというふうに思っております。

特別なものを何かあつらえたりしなくとも、そういう効果があると思っています。これは浮羽稻荷神社が一番いい例で、皆様もお分かりだと思います。浮羽稻荷神社は昔からあのままで。今、人気が出ましたので鳥居は増えましたけれども。しかしながら、どなたかが、影響力のある方があの写真を撮つて拡散したことに火がついて、あれだけ今たくさんの方が国内外からお見えになるようになりました。今の観光のトレンドのきっかけは、そういうものだと思っていますので、夕日がそれだけ美しく見える場所であるならば、せっかくこういう貴重なお取組をいただいているものの中にしっかりとめ込んでいただくようなことも、今日お話を伺いましたので、私も折に触れて温泉組合の皆様と協議をしてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 今まさしく市長の言われたとおりだと思います。ここをどうやって活用して、どう管理していくのかということについては、当然、温泉旅館組合のほうもですね

——ただ、やっぱりその整備がどうも中途半端に今終わっているというのを私も現場を見て感じております。だから、そういった温泉組合の声を聞いて、温泉組合が今後将来にわたって管理とか運営ができやすいような整備をもう少し協議を重ねてやってもらいたいというふうに要望しておきます。

関連して2点目の提案です。それは6つの旅館があるわけですが、この6つの旅館の中心部に何かできるような施設が欲しいと私個人も以前から思っておりました。

市長も御承知かと思いますけど、温泉街の真ん中付近に、わくわく広場、それと町営月ぎめ駐車場、そして、その横には藤棚のある公園跡地が市有地として存在しております。これらは全部、場所は3つつながっております。現状はとても寄りつくような場所ではありません。公園跡地につきましてはもう草ぼうぼうで、入ったら虫に刺されるんじゃないかなというぐらいの状態です。このわくわく広場は約725平米、駐車場は999平米、公園跡地は517平米あります。合計すると2,240平米ほどの市有地が、ちょうど温泉地の真ん中付近にあるというふうな形です。私は、ここをぜひとも筑後川温泉旅館組合の人たちと話合いを持って、有効に活用できるように再度整備したらどうかなというふうに思っております。

町有地の町営月ぎめ駐車場、ここは契約している人たちもいるのかもしれませんけど、私が見に行ったときには1台しか車は止まっておりませんでした。だから、何台契約しているかというのは、そこまでは私も知るところはありませんけど、そういったのも整備に合わせて、契約台数が少なければ活用方法として場所の移転等も含めてもっとできるんじゃないかなと。

地元の人も利用できるような公園、温泉組合の人たちと話したとき、私は、そこに筑後川から水を引いて流すような、流水プールぐらい造るような提案をしたらというふうなことも言いました。そしたら当然、後の管理は自分たちがせないかんだろうから、プールはやっぱり管理が大変だというふうなことでそのとき言われたんですけど、やっぱり地元の人も利用できるような公園、特に、イベントをやろうと思ってもイベントをするような広場がないというふうなことで言われておりました。だから、そういったイベントも開催できるような広場として、さらには四季折々の花が見られるような花畠公園でもいいんですけど、何かしら活用できる方法というのをぜひとも考えてもらいたい、そういうふうに市が考えてくれるなら一緒に協力してやりたいような話。

非常に言いにくいんですけど、ここにおられます市のほうの担当者、うきは観光みらいづくり公社、そちらのほうも一緒にこの話の場にはおりましたので、うきはブランド推進課長ですか、そちらのほうもおりましたので、この話は聞いていると思います。だから、そういった部分はぜひとも市として、そういういろんな話合いの場を毎月1回定期的に、旅館組合とうきはブランド推進課とうきは観光みらいづくり公社で持っているなら、その話合いの場で出された意見という

のを早急に実現できるような、そういうふうなことを実践していただきたいと思いますけど、その辺についてまた市長の答弁をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま2点目として、温泉街の中心部にある3つの市有地の活用について御質問、御意見等いただきました。

私もこの3つの施設について詳細までは把握をしているわけではないんですが、幾つかの場所については市有地であり、今、手つかずになっているという状況は承知しておりますので、ここについては何らかにぎわいが生まれるような、今、議員から御指摘をいただいているようなイベントができるような広場であったり、そういうものに活用をしたいという気持ちは持っております。

ですので、予算を伴いますので、何らか国や県の予算等を活用してできることがあれば、まずはイベントができるような広場あたりに整地をしたりとか、若干の駐車スペースを設けたりとか、そういう部分で取り組んでいきたいと思っております。壮大なプールの計画を今お話しidadきましたが、プール以外にも何か施設を設けたり、何かお世話が必要なものを設けると、議員が御指摘のとおり、ちょっと地元では管理がしきらんとか、組合じゃ管理がしきらんというような御意見をどうしても得ることになってしまいます。ですので、そういうところは地元としっかり調整を行いながら——しかしながら一方で、そういうにぎわいの施設を造るということで、地元に造ることであるならば、一定、地元が何らか、じゃ、一肌脱ごうかというような形で御協力をいただくことも肝要だと思っています。今、特に調音の滝公園、妹川、元有の皆さんがあるの管理のお手伝いであるとか、そうめん流しであるとかを熱心にやっていただいているおかげで、あそこが一つの夏の観光地として成り立っているのと同じように、やはり地元として御協力いただけること、どこまでができるのか、そういうことともしっかりと話し合いながら、ここの活用については前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 了解いたしました。よろしくお願ひいたします。

時間の関係がありますので、3点目に行きたいと思いますけど、3点目につきましては私の提案というよりも、これは既に筑後川温泉旅館組合で話しているわけですけど、筑後川温泉という名称を変更したいということあります。

旅館組合の話合いの中で、私も途中からお邪魔して話を聞かせてもらっていますけど、やっぱり今一番課題となっているのは筑後川温泉という名称のことでした。市長が御存じかどうか知りませんけど、私たちが小さい頃はあそこは古川温泉という名称で呼ばれておりました。古川温泉、古川温泉と言っておりましたが、それがいつの間にか、そこで聞くと権藤さんのほうから提

案があつて筑後川温泉に名称変更したという、いつの時代かははつきり聞いておりませんけど、そういういた中身でした。

私が、筑後川温泉、いい名前じゃないですかというふうに彼らと話したときに、筑後川となつたときに、あまりにも沿川が長過ぎて、それを名称とする筑後川温泉となつたら非常に名前的にも重たいし、いろんな場所やイベントにもその筑後川という名称が使われていて、筑後川温泉つてどこですかとやっぱり聞かれるそうです。

ここにまた持ってきております。筑後川温泉がわざわざ作ったうちわです。この「福岡県うきは市筑後川温泉」という、うちわの横に括弧書きして「うきは温泉」とわざわざ入れているわけですよ。そうせんと場所が分からんという、そういういたことがあるのかと思います。

だから、ぜひともですね、今、旅館組合としては、うきは温泉に名前を変えたいというふうなことを言われておりますので、それは旅館組合で決めればいいことでしょうというふうに言うことじゃなくて、やっぱりうきは市のいろんな場所に筑後川温泉という大きな看板も今掲げております。そういういた看板の変更とか、市の観光パンフレットも筑後川温泉という名称で載っているかと思います。そういういた変更、いろんなそういういた費用等もかかるかと思います。そういういた意味において、市としても十分この旅館組合のほうともまた再度協議を重ねていただきて、うきは温泉という名称に変えることについての十分な御議論をお願いしたいと思います。

笑い話ですけど、先日、筑後川花火大会、久留米のほうで毎年行われますけど、その会場と間違えてわざわざ来られた方もいたというふうな話もそのとき出ておりました。そういういた意味にして、やっぱりうきは温泉のほうが分かりやすくていいと。私もなるほど、話を聞いたらそうじやないかなというふうに感じましたので、ぜひともその辺については市長も十分話に乗ってやっていただきたいと思います。このことについて、市長お願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今、うきは温泉についてお話をいただきましたが、最初の答弁で申し上げたように、総会に参加をさせていただいた際に、話の中で今のこぼれ話の部分まで含めて全て私も伺ったところでございます。

内容については、私はおおむね温泉組合の皆様の意向に沿う形で、市として協力できることをやっていきたいと思っているんですが、その場でも温泉組合の皆様に申し上げたんですが、名前を変えるということは、これまでの歴史が一つリセットされるようなことになります。今までに温泉総選挙2025というのをやっておりまして、皆さんにもぜひ筑後川温泉に一票投じていただきたいんですが、この中で、令和6年の九州・沖縄エリアの美肌の湯ランキングで筑後川温泉2位に輝いております。すばらしい結果だと思うんですが。こういう認知度が上がっている中の温泉の名称変更というのは、今後にどう影響するのかというような不安もありますし、もう一

個不安なのが、うきはというブランドイメージが、今、皆様いかがでしょうか。白壁の町並みのおしゃれなカフェであったり、インスタ映えをする浮羽稻荷神社からの景色であったり、おいしいフルーツのデザートであったりというようなイメージがないでしょうか。こういった少しおしゃれな感じのイメージが、うきはというブランドイメージに、高木前市長の時代から10年ぐらいかけて造成されたものがございます。

一方で、筑後川温泉、今リニューアルをして、おしゃれなお部屋がある旅館等も少しずつ増えていますが、一方で昭和の温泉旅館の——私は味があつて好きなんですが、そういった旅館を営まれたりしている事業者さんもいらっしゃる中で、このネーミングと中身、あと、議員が御指摘をいただいたような、道路はきれいなんだけれども、広場が草ぼうぼうだったりなんたりというようなものと、やっぱり一体となってやっていかないといけないことはかなり多いなと思っておりますので、御指摘いただいたように、温泉組合の皆さんとも話し合いながら、うきは温泉という名称に変わっていくのであれば、そこに伴走して市としてできることについては様々考えていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 了解いたしました。

それでは、最後になります。4点目ですけど、筑後川温泉花火大会というのを市長は御存じでしょうか。以前は、7月28日は筑後川温泉花火大会ということで、大石放水路、こういったところを活用してにぎわっておりました。コロナ禍ということもあり、また、諸般の事情ということで、日本精工の工場との関係、そういった花火を打ち上げる場所の問題等で、花火大会もここ数年中止になって、現在は行われていないというふうな状況であります。

このことにつきましても、温泉組合としては場所や名称にはこだわらないけど、やっぱり夏の風物詩として花火大会等が復活できないかという希望もお持ちであります。いろいろ考えたときに、あちこちで花火大会が行われております。そういう意味で、すぐに復活するということは難しいのかとは思いますけど、どうせ復活するならやっぱり筑後川周辺が一番いいんじゃないかなというふうにも思っております。警察署や消防署との協議も必要であるとは思います。簡単にはいかないと思いますけど、花火そのものの規模を小さくすれば周辺に与える影響も少なくて済みますし、それじゃ盛り上がらないということになれば、この前テレビでもあっておりましたけど、ドローンと花火を活用して、ドローンからレーザー光線とかそういうのを出して何百機か飛ばすようなことをやりながら花火そのものの迫力を増すとか、そのやり方としては今いろいろなやり方があるんじゃないかなというふうに思います。

こういった意味で、これは筑後川温泉の活性化だけじゃなくて、うきは市民にとっても、7月28日は大人も子供も花火大会ということで非常に期待をしているところがありましたから、市

の活性化にもつながっていくんではないかなというふうな気もいたしております。別に花火大会にこだわるわけではありませんけど、何かやっぱりそういったことに対する、夏の風物詩的なイベント、そういう取組を考えていただきたいなと思いますけど、最後に市長の考えをお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 7月の花火大会について言及いただきました。

この町に花火大会がないというのは非常に私も寂しい思いがございます。小さい頃は原鶴や筑後川温泉の花火大会には楽しみに行っておりましたので、そういう意味では残念に思う一方で、議員も御承知かと思いますが、やはりこの花火大会運営するのにかなりのお金がかかるということで、今、各地で花火大会は縮小もしくは、なくなっていく傾向にございます。近場で言えば、福岡の大濠の花火大会もなくなりましたし、幾つかの花火大会がなくなっている現状もございます。

そのような中で、仮に花火大会をするのであれば、どのようにスポンサー、資金を集めのかということ、また、議員が御懸念されているような安全対策、特に大濠の花火大会は安全対策の面で断念せざるを得なかつたというような形で、今本当に、入ってはいけないところに簡単に入って、少しでもいい写真を撮ろうとするような方が出てきたりとか、様々昔と感覚が違っている部分もありますので、そういうことに留意すべきかなというふうに思っております。

議員から御提案いただいたような形で、例えば、レーザー光線を発するような形でとか、あと、以前、浮羽稻荷神社のほうでも何かやられていたようですが、プロジェクションマッピングみたいなものできれいな景色を投影するとか、そういうこととかもあるのかなというふうに思います。そういうこと等を通じて、何かしら町が盛り上がるというようなことがあるんであれば検討をする余地はあろうかと思いますが、一方で、今古くからある筑後吉井祇園祭りであるとか、若宮おくんち、といったお祭り以外にも、地元の若い方が中心となってお祭り横丁であるとか、あと、商工会青年部さんが今非常に熱心に取り組んでおられて、季節外れの盆踊り大会とか様々な取組をされておられます。また、JCさんですかね、たまに花火をサプライズで打って、市民の皆さんのが非常に楽しみにされてあったりと、本当にちょっとしたことを、昔の花火大会の何千発とかに比べればちょっとしたことなんですが、やっぱりそういうところに価値を見いだす、また、そういうものを市民の方が楽しみにされるというようなことも一つ事例として見て取れるんじゃないかなと思っております。

そういうものを企画しているような皆様方とも、今後、意見交換の場を設けながら、市として協力できること、今ほぼ皆様が手出しでやられている状態ですので、そういうところに市として何か御協力ができないかということは、うきはブランド推進課や、うきは観光みらいづくり

公社とも話をしながら、商工振興係とも話をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 以上、私のほうから筑後川温泉街の活性化について4つほど提案させていただきました。これについて、ぜひとも前向きに検討をお願いしたいというふうに思います。

それと最後になりますけど、かわまちづくり事業の関係はハード事業が終わって、これは当然、地域の活性化ということで、温泉街に特化したような事業ではないということは十分理解できます。しかしながら、せっかくの機会でありますので、このかわまちづくり事業が今後、筑後川温泉街の活性化にもつながっていくように、そこら辺はその話合いの場で旅館組合の人たちの意見を十分聞いて、ソフト事業を今後行うんであれば、そういったのをぜひともお願いしたいと思います。ハード事業につきましては、スケボーパークとかオートキャンプ場、ぜひとも行ってもらいたかったわけですけど、もうあれで終わりということであれば何かちょっと寂しいなという気がしておりますけど、これは市の事業ではございませんので、そこら辺については今後ソフトの面で何とか生かしていただけるように、これは重ねて要望としてお願いしたいと思います。

時間がありませんので、2点目の質問のほうに入らせていただきます。

2点目の質問につきましては、うきは市の農業の新たな新規農作物の導入の検討であります。

御承知のとおり、うきは市においては、以前、柿に代わる新規農作物として、高木市長時代にオリーブを推奨して、オリーブの苗木購入等には2分の1の補助を行いました。一時期はオリーブ部会も結成され、盛んに研究、努力を行ってきて、一応うきは市として商品化されるところまで行ったのは、私も担当しておりましたので十分承知しております。しかしながら、現在、オリーブ生産農家というのは非常に減少しまして、オリーブの新規作物導入として成功したとは言えないのかなというふうに私自身としては感じているところであります。

そこで、市として将来のうきは市の農業を見据えて新規農作物について検討しているのか、また、検討する意向はあるのか、市長の見解をお願いしたいと思います。

2つ目ですけど、平成30年9月と12月の一般質問の中で、オリーブに代わる新規作物の候補として、アーモンドの導入について私は高木市長のほうに伺いました。そのときの回答として、先進地である鹿児島県湧水町への視察研修と鹿児島大学での研修を行いましたと。今後も、うきは市としてアーモンド栽培に向けた検討を行う上で、鹿児島大学との関係を維持し、多くの課題もありますが、試験的に植栽を行ながら、さらに情報収集に努めるとともに、販売先の調査も検討していきたいと考えていますというふうな回答をいただいております。その当時、私、総務産業常任委員会のほうにおりまして、総務産業常任委員会のほうとしても鹿児島までこの視察研修に行ったところであります。

そういう中において、その後の経過について現在まで何の報告もなされておりません。現状は、いろいろ調査、検討を行った結果としてどうなったのか、実際、アーモンドの研究並びに実証検分等は行ったのか、行っていればその結果がどうであったのか、報告をお願いしたいと思います。これは直接、権藤市長がいた時代のことではありませんけど、市長の見解をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） うきは市の農業の新たな新規農作物の導入検討について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の、今後のうきは市の農業を考え、新規作物等について検討しているのか見解を伺うとの御質問でございます。

うきは市では平成21年度から、議員御指摘のとおり、農商工連携事業の取組の一環といたしましてオリーブの植栽を奨励してきたところでございます。農業者の皆様の努力が実を結び、製品化に成功するとともに、オリーブ部会を設立したのは5年目となる平成26年度のことでございました。さらに、その5年後の令和元年3月には、日本オリーブオイル品評会で銀賞を受賞するなど、うきは産オリーブは一定の評価を受け、現在もオリーブ振興会の皆様により市内各地でオリーブが栽培をされているところでございます。

しかしながら、農業者の高齢化や担い手不足、地球温暖化などの気候変動が農業生産に及ぼす影響など、様々な課題がございますので、JA、普及指導センターなどと連携しながら、新規作物の導入については今後、種々検討が必要な状況にあるのではないかというふうに考えているところでございます。

あわせまして、新規作物等の導入も一定検討すべき課題であるという認識は持っているんですが、既存の農作物の生産者の数も減少傾向にございます。特に、果樹栽培においてはこの現象が歯止めが利かない状況になっているというような認識もございますので、こうした山麓・山間地域を中心とする果樹栽培農家の皆様の持続可能な生産体制の構築、こうしたことにもしっかりと力を割いていかなければならぬと思っております。そうした中で、複合的に取り組めるものがあれば、新規作物についても検討していくべきだというふうに考えているところでございます。

2点目の、アーモンドの研究及び実証検分等についての御質問でございます。

議員からお話をありましたように、平成30年の9月と12月の一般質問において、野鶴議員から荒廃農地対策としてアーモンドの導入を考えてみてはどうかというような御提案をいたしましたというふうに伺っております。その際の当時の答弁においては、先ほど野鶴議員からも御説明があったような内容でありますし、市内で作付をされている方が少数であるような話でありますとか、その少数の方の作付もまだ日が浅く、栽培技術等、不明な部分もあり、先ほど野鶴議

員がお話しされたような、今後研究していかなければならない点も多いというような答弁があつたというふうに記録がございます。

その後の状況でございますが、もう五、六年ぐらいたっている状況下にございますが、その当時に関しては、鹿児島大学さんとか先進地視察等を行われたものというふうに思っておりますが、その後、アーモンドにつきましては、そうした調査の結果だと思われますが、販売先の確保が難しく、収益がなかなか見込みにくいというようなことでありますとか、栽培技術支援、例えば、この県内でアーモンドを熱心に作られている業者さんが少なかつたりとか、県の普及指導センターとか、そういったところの指導者等がなかなかいないというようなところで、栽培技術支援が困難というような課題でありますとか、あと、産地として一大的に生産していかないと販売、収益とか生産量に見合わないというようなところでの、産地としてのアーモンド生産の確立は非常に難しいんではないかという結果に至っているというようなところを伺っているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 今、回答いただきました。

今、市長が言われますように、やっぱり耳納山麓地における荒廃農地が非常に増えてきていると。これの一番の要因は後継者不足であるということは、私も十分に理解しております。農業後継者の育成についてどうするのかということも、これまで私は一般質問の中で何度もやってきております。ただ、やっぱりそのことが今後解決できるような状況にもない中において今回提案しているのは、新規作物等の検討についてであります。

正直申しまして、新規作物導入で私もアーモンド導入について検討してくれと提案した身でありながら、アーモンドにこだわっているわけではございません。むしろ、うきは市には適していないのかなと。鹿児島のほうに議員として視察に行っていろいろ話を聞いたときに、商品化して農業所得を上げるようなことを考えた場合に、これはなかなかうきは市には厳しいのかなという個人的な感想はちょっと持っておりましたけど、提案した以上そのときは、後の結果、どういう結果が出るのかというのを待っておったというふうな気持ちがあります。

それで、こんなころころ変わるものもおかしいかと思いますけど、新たに検討していただきたい新規作物として今回私が提案するのは、かんきつ類の農作物であります。

かんきつ類の作物といいましても、一般的に知られている主なかんきつ類といいますと、ミカン類、オレンジ類、香酸かんきつ類、グレープフルーツ類、そのほかに、タンゴール類とか、タンゼロ類と、こういうふうないろんな種類があるみたいです。今回、私が言いたいのは、香酸かんきつ類に注目しているところであります。なかなか聞き慣れないかと思いますけど、主な品種といたしましては、レモン、ライム、ユズ、スダチ、カボス、ダイダイ、こういったものが香酸

かんきつ類というふうに言われております。この中に、うきは市に適しているような農作物があるんではないかと着目しているところです。

なぜ私が今回このようなことを言うかといえば、やはり農業を担う方々の高齢化、さらには気候変動による異常なまでの温暖化、これらのことを考えた場合に、今までどおり柿とかだけの生産に頼っていては、ますます荒廃農地が増えてくるんではないかということを危惧して、今回この提案をしております。

この香酸かんきつ類につきましては、年間の消毒が3回から4回もあれば十分ではないかと。それと、剪定も非常に楽であると。だから、先ほどアーモンドの関係で栽培指導者とかが少ないということがありますけど、皆さん御承知のように、この香酸かんきつ類については以前より、家の庭木なんかにカボスがあつたり、ダイダイがあつたり、スタチがあつたりとかいうふうに、庭のほうによく植えられていたというふうになっております。ただ、これが今までなかなか定着化しなかったのは、気候がマイナス5度以下になると枯れてしまうというか、木そのものが弱いと。特に、若い木はマイナス5度以下で枯れるとかいうふうなことで、なかなか暖かいところでしか栽培できなかつたと。逆に言えば、これだけ温暖化になっていけば、こういったものがうきはのほうに合うんではなかろうかというふうな気がしております。あの耳納山麓地帯一帯に、例えば、レモンであつては耳納レモンとか、耳納ダイダイでも、耳納カボスでもいいんですけど、そういうしたものとして売り込めば非常に——もう一つは、このかんきつ類が非常に今需要が高まつているというふうにも聞いております。

直接食べるということはあまりないかと思いますけど、料理であるとか、いろんなコマーシャルでもありますけど、このかんきつ系の化粧水とかいうふうな形、そういうしたものにも非常に使われているというふうな話を聞いて、結構、農家所得にもつながると。レモンなんかも、この前見ましたら、デパートで6個で1,000円ぐらいの価格で、レモンが袋にぽんと入って売られておりました。そういう意味では、農家の収入としても一定程度見込めるんじゃないかななど。

さらには、イノシシ等の獣害被害も少ないと。高齢者であつてもある程度作業が楽である。そういうことで、そういうのに切り替えていけば農地の荒廃化が防げるんではないかなというふうな気はしております。

この新規作物の導入ということに対して、すぐに、じゃ、あしたから導入しますというふうにはならないかと思います。やっぱり研究を重ねて、実際、本格的に導入するとなると5年も6年も時間を要するかと思います。ただ、今のこの状態の中において早急に今からでも取り組まないと、もう間に合わないと思います。うきは市の農業後継者は、あと5年もしたらいよいよ半分以下になるんじゃないかなというぐらい高齢化が進んでおります。そういう意味において、こういった部分の研究を重ねていただきたいと思いますけど、市長、再度答弁をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま新規作物等の検討について、具体的にかんきつ類、香酸かんきつ類ということで、レモンなど、ちょっと酸っぱい感じのかんきつ類について御提案をいただいたところでございます。

議員もおっしゃられていたように、もう既に市内で生産をされている方もいらっしゃるやに聞いておりますし、私も議員時代に、持木の上のほうで実際にレモンを栽培されている方の農園まで行って様々お話を伺った経験がありますので、今るる御説明いただいたような内容については十二分に理解をしているところでございます。その方もおっしゃっていたのですが、やはり若い苗木のときに、やっぱり寒暖差が激しくございますので、夏場はこんなに暑いんですが、冬、特に山のほうに行くとちょっと寒くなつて、先ほど申されたマイナス5度みたいなところも、ともすると、そういうことになると、なかなか若い木が育たないというような部分も聞いております。それのためにハウスを建てたりなんたりというような御苦労もあるように聞いておりますので、様々なメリット、デメリットを考えながら、こういったものの有効性については考えていきたいというふうに思っております。

御承知のとおり、お隣の田主丸が、かんきつ類の苗木の日本一の生産地でございます。いろんなかんきつのほとんどのものが田主丸の苗木から端を発しているようなお話もございますので、そういう生産地が真横にあるわけですから、そことの連携を通じて、この中山間地の荒廃農地の緑地化というところに取り組むことができれば、なおよいのではないかという思いがありますので、しっかり研究させていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） まさしく今、市長の答弁の中にありましたように、隣の田主丸において、このかんきつ系の苗木も非常に盛んに栽培されておると。実はこの話を持ってきたのも、私の友人が田主丸において、実際、自分で5反ほど昨年から植付けをして、レモン栽培とか、ほかにも幾つかの品種をやっていると。

今度、JAにつきましても、うきは、久留米が合併するというふうな話になっております。そういうことから考えたら、久留米からうきはにかけて、この耳納山麓、ここにそういったかんきつ系の一体化、団地ができたら非常にまたすばらしい宣伝にもなっていくんじゃないかなというふうなこと、そういう夢を抱きながら自分もチャレンジしているというふうな話を聞いて、私もいろいろその話を聞きながら、なるほどというふうに感じております。

市長も耳納山麓土地改良区の理事長という形の立場でもあるかと思います。この耳納山麓、柿の栽培を中心として開発したわけですけど、なかなかそれが高齢化ということでうまくいっていないこともありますので、ぜひともこの問題については真摯に取り組んでいただきたいと

いうことを最後にお願いしまして、私の一般質問を終わりといたします。

○議長（江藤 芳光君） これで7番、野鶴修議員の質問を終わります。

---

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

御連絡いたします。明日9月9日は午前9時から一般質問を行いますので、よろしくお願ひします。以上です。

本日はこれで散会します。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時00分散会

---